

野洲市くらし支えあい条例 訪問販売登録制度ガイドライン



(第3版)
2017年10月1日

～ × ㊦ ～

はじめに

この訪問販売登録制度ガイドラインは、野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年野洲市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 章第 2 節に規定する訪問販売に対する取組の内容を解説するものです。

条例では、消費者行政の分野において、「自己の利益のみならず、消費者にも利益をもたらすとともに、社会への貢献にも寄与する経営」を「三方よし経営」として規定し、これを促進することを基本理念としました。条例の特徴のひとつである訪問販売の登録制度も、この三方よしをコンセプトとしています。消費者行政は消費者の暮らしを安全かつ安心で、また便利で豊かなものにすることを目的としますが、これを達成するためには、商品やサービスを消費者に供給する事業者の役割が必要不可欠だからです。

高齢社会が今後ますます進む中、訪問販売は、消費者が家にいながらにして対面で商品の購入等ができる仕組みであり、ニーズが高まることが予想されます。他方で、認知症や心身の障がい、社会的な孤立や高齢などによって自分の意思を表示することが難しい方の消費者トラブルを防ぐことも重要な課題です。

これらを両立させるため、緩やかな要件での登録制度、事業者との協定や見守りネットワークの構築と市民への情報提供、野洲市消費者安全確保地域協議会の設置や生活困窮者等の発見と支援など様々な制度を条例では採用しました。登録制度によって悪質業者の排除を目指す一方、見守りに関する協定を市のホームページに公表することで、事業者の CSR 活動の推奨を行います。これにより事業者は、自社のアピールにつながると考えられます。

一人でも多くの市民が安全で安心して日々の生活が送れるよう、悪質業者の排除と地域の発展のため、事業者の皆様に登録制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

目次

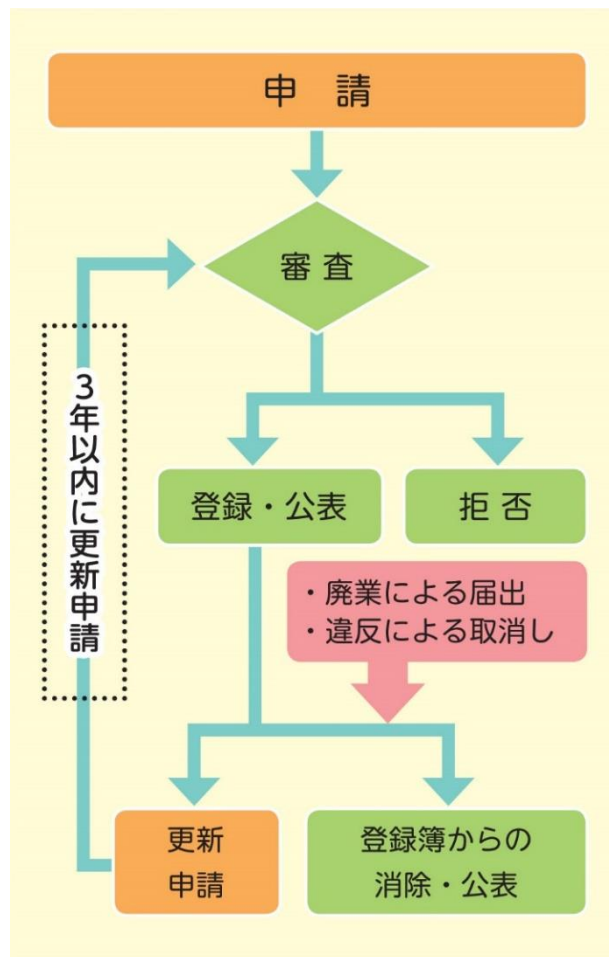
1. 登録制度の概要	P.1
2. 登録が必要な訪問販売について（条例第9条）	P.2
3. 登録の申請について（条例第10条）	P.6
4. 登録の実施について（条例第11条）	P.30
5. 登録の拒否について（条例第12条）	P.34
6. 登録の更新について（条例第13条）	P.38
7. 変更の登録等について（条例第14条）	P.42
8. 登録の取消しについて（条例第15条）	P.50
9. 廃業等の届出について（条例第16条）	P.52
10. 訪問販売の制限等について（条例第17条）	P.54
11. 経過措置について（条例付則第2条）	P.58

（ 参 考 ： 様 式 集 ）

1. 登録制度の概要

- ◎ 事業者は、野洲市内で訪問販売を行おうとするときは、◎
- ◎ 市長の登録が必要となります（条例第9条）◎

- 申請：登録を受けるためには、事業者は必要事項を記載した申請書と誓約書（信用事業者（P.6）を除く。）を市長に提出することによって登録の申請をすることができます（条例第10条）。
- 登録：登録の申請があったときは、市長は、申請者が登録の拒否の要件に当たる場合を（P.28）除き、申請者に登録決定通知書を送付するとともに、訪問販売事業者登録簿への登録と市民への公表を行います（条例第11条）。
- 拒否：申請者が登録の拒否の要件に該当すると思料するときは、登録の拒否を行う旨を（P.32）申請者に通知し弁明と有利な証拠の提出の機会を与えます。その後、登録の拒否の要件に該当すると判断したときは、登録の拒否を行います（条例第12条）。
- 更新：登録の有効期間は3年です。登録を継続するためには、登録の有効期間内に登録の（P.36）更新申請をする必要があります（条例第13条）。
- 変更：登録事業者について、事業者名や所在地など申請書記載の事項に変更が生じた場合（P.40）などには、登録事業者は変更登録の申請などを行う必要があります（条例第14条）。



2. 登録が必要な訪問販売について（条例第9条）

（登録）

第9条 市の区域内における訪問販売は、市長の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）でなければ、行ってはならない。

趣 旨

第9条では、市長の登録を受けた事業者でなければ、市内で訪問販売を行ってはならないことを規定しています。

解 説

条例で登録が必要となる訪問販売とは、事業者の営業所等以外の場所で、契約の申込みを受け、又は契約を締結して行う商品等（商品、役務、権利その他の取引の対象となるものをいう。）の販売又は有償による提供をいいます。

この定義のポイントは、契約の申込み又は契約の締結が事業者の営業所等で行われたかどうかです。事業者の営業所等以外の場所で行われるものが、条例の訪問販売に当たり、登録が必要となります。

【野洲市くらし支えあい条例】

（定義）

第2条 【略】

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 【略】

(2) 商品等 商品、役務、権利その他の取引の対象となるものをいう。

(3) 訪問販売 事業者がその営業所等（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項第1号に規定する「営業所等」をいう。）以外の場所において、契約の申込みを受け、又は契約を締結して行う商品等の販売又は有償による提供（当該事業者の相手方が営業のために又は営業として締結するものその他規則で定めるものを除く。）をいう。

(4) 【略】

【野洲市くらし支えあい条例施行規則】

（適用除外）

第3条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第26条第1項第3号、第6号及び第7号に規定するもの

(2) 特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）別表第2第6号、第11号、第12号、第14号、第17号、第26号及び第41号に規定するもの

(3) 宗教団体又は政党その他の政治団体が行う商品等の販売又は有償による提供

(1)「営業所等」の定義について

「営業所等」の定義については、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第2条第1項第1号の「営業所等」の定義を用います。

特定商取引法では、「営業所等」とは、営業所、代理店その他の主務省令で定める場所と定義されています（特定商取引法第2条第1項第1号）。そして、主務省令である特定商取引に関する法律施行規則（以下「特定商取引法施行規則」といいます。）第1条で「営業所等」とは、①営業所、②代理店、③露店、屋台店その他これらに類する店、④①から③以外で、一定の期間にわたり、購入する物品の種類を掲示し、当該種類の物品を購入する場所であつて、店舗に類するもの、⑤自動販売機その他の設備であつて、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所と規定されています。

詳しくは、特定商取引法第2条第1項第1号と特定商取引法施行規則第1条、下記 URL（第2章（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売）関係 第1節（定義）関係 1法第2条（定義）関係の(1)～(5)）を参照してください。

【特定商取引に関する法律】

第二条 この章及び第五十八条の十八第一項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の ※主務省令 で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

なお、平成 28 年改正により指定権利は特定権利に改められます（平成 29 年 3 月 27 日時点未施行）。

【※主務省令：特定商取引に関する法律施行規則】

（営業所等）

第一条 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号の主務省令で定める場所は、第一号から第四号まで及び第六号に掲げるものとし、法第五十八条の四において定める場所は第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げるものとする。

- 一 営業所
- 二 代理店
- 三 露店、屋台店その他これらに類する店
- 四 前三号に掲げるもののほか、一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売する場所であつて、店舗に類するもの
- 五 第一号から第三号までに掲げるもののほか、一定の期間にわたり、購入する物品の種類を掲示し、当該種類の物品を購入する場所であつて、店舗に類するもの
- 六 自動販売機その他の設備であつて、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所

【特定商取引に関する法律等の施行について（平成 25 年 2 月 20 日）】

http://www.caa.go.jp/trade/pdf/130220legal_1.pdf

(2) 条例の「訪問販売」に当たるものと当たらないものについて

条例の訪問販売に当たる例と当たらない例は、以下のとおりとなります。

なお、次の例のように野洲市の区域外における契約については、条例の対象とはなりません。

例：①野洲市民が勤務している草津市内の勤務先を訪問して契約すること

②大津市内の喫茶店や路上で野洲市民と契約すること

ア 条例の「訪問販売」となるもの

番号	内容
(A)	営業所等以外の場所における契約 具体例 ①事業者が消費者の家を訪問し、商品等の販売を行うこと ②事業者が消費者の勤務先を訪問し、商品等の販売を行うこと ③事業者が喫茶店など事業者の店舗以外の場所で消費者と対面し、商品等の販売を行うこと ④事業者が道を歩いている消費者を呼び止めて、その路上などの事業者の店舗以外の場所で商品の販売を行うこと ⑤事業者が事業者の店舗ではない仮設テントなどの場所において商品等の販売を行うこと ※備考 条例の『営業所等以外の場所』の範囲は、特定商取引法と同じです。 なお、特定商取引法の適用は受けます（法第2条第1項第1号、同法施行規則第1条第1号～第4号、同条第6号）。
(B)	生活協同組合、農業協同組合、労働組合が組合員に対して行う契約 なお、特定商取引法の適用は受けません（法第26条第1項第4号）。
(C)	事業者が、その従業員に対して行う契約 なお、特定商取引法の適用は受けません（法第26条第1項第5号）。
(D)	特定商取引法以外の法律で行政の監督を受けている事業分野の契約 具体例 ①金融商品取引業者 ②宅地建物取引業者 ③旅行業者 ④銀行 ⑤信用金庫 ⑥保険会社 ⑦商品先物取引業者 ⑧貸金業者 ⑨電気通信事業者 ⑩一般旅客自動車運送事業者など なお、特定商取引法の適用は受けません（法第26条第1項第8号、同法施行令第5条に基づく別表第2）。
(E)	消費者がその住居において契約することを請求したため訪問したとき なお、特定商取引法の適用は受けません（法第26条第5項第1号）。
(F)	店舗販売業者が定期的に巡回訪問したとき なお、特定商取引法の適用は受けません（法第26条第5項第2号、同法施行令第8条第1号）。
(G)	店舗販売業者が過去1年間に取引があった消費者を訪問したとき なお、特定商取引法の適用は受けません（法第26条第5項第2号、同法施行令第8条第2号）。
(H)	無店舗販売業者が過去1年間に2回以上取引があった消費者を訪問したとき なお、特定商取引法の適用は受けません（法第26条第5項第2号、同法施行令第8条第3号）。
(I)	事業所の管理者の書面による承認を受けた、事業所における従業員に対する販売 なお、特定商取引法の適用は受けません（法第26条第5項第2号、同法施行令第8条第4号）。

イ 条例の「訪問販売」にならないもの

番号	内容
(A)	特定顧客となる場合 具体例 ①路上で呼び止めて、店舗に同行して契約すること ②販売目的を隠して、店舗に呼び出して契約すること ③著しく有利な条件を告げて、店舗に呼び出して契約すること なお、特定商取引法の適用は受けます（法第2条第1項第2号、同法施行令第1条）。
(B)	営業所等以外の場所での契約とはいえないもの 具体例 ①事業者の店舗で消費者が買い物をする事 ②事業者が消費者と対面することなく商品等の販売をする事 ・消費者が商品等を電話で注文すること（寿司の出前など） ・消費者がカタログや新聞広告を見て注文すること ・消費者がインターネット通販を利用して注文すること ・電話勧誘を受けた消費者が通信手段で申込みをする事 ③露店や屋台で商品等の販売を行うこと ④自動販売機や野菜の無人販売など対面せずに販売すること なお、特定商取引法第2節の訪問販売に関する規定の適用は受けません（法第2条第1項第1号、同法施行規則第1条第1号～第4号、同条第6号）。
(C)	購入者等が営業のため若しくは営業として締結する契約 具体例 ①農家を訪問して農業用の種子や肥料を販売すること ②飲食店を訪問して飲食業に用いる食材や飲み物を販売すること ③衣料品店を訪問して衣料品を卸売りすること なお、特定商取引法の適用は受けません（法第26条第1項第1号）。
(D)	日本国外にいる購入者等に対する契約 具体例 外国に出張して、外国にいる購入者に販売すること なお、特定商取引法の適用は受けません（法第26条第1項第2号）。
(E)	弁護士など専門職8業種が結ぶ、法定の業務の範囲内の契約 具体例 ①弁護士 ②公認会計士 ③司法書士 ④土地家屋調査士 ⑤行政書士 ⑥税理士 ⑦社会保険労務士 ⑧弁理士 なお、特定商取引法の適用は受けません（法第26条第1項第7号及び同法施行令別表第2の第6号、第11号、第12号、第14号、第17号、第26号、第41号）。
(F)	国または地方公共団体が結ぶ契約 具体例 ①市立幼稚園の保育料、市立学校の給食費、市立学校の諸経費 ②上下水道料 なお、特定商取引法の適用は受けません（法第26条第1項第3号）。
(G)	株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売 なお、特定商取引法の適用は受けません（法第26条第1項第6号）。
(H)	宗教活動、政治活動 具体例 お布施、お賽銭、献金、寄付
(I)	宗教団体、政党その他の政治団体が行う商品等の販売

3. 登録の申請について（条例第 10 条）

（登録の申請）

第 10 条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 主たる事務所及び市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先
- (3) 販売し、又は有償により提供している主な商品等
- (4) 法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。）
- (5) 申請者が法人であるときは、その役員の氏名
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、第 12 条第 1 項第 3 号から第 6 号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに前項の規定は、十分な社会的信用を有する者として規則で定める者（第 15 条第 1 項第 2 号の規定により前条の登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者を除く。以下「信用事業者」という。）については適用しない。

【野洲市くらし支えあい条例施行規則】

（登録の申請書に記載する事項）

第 9 条 条例第 10 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、登録を受けようとする者（法人にあっては、その役員）の性別、生年月日及び役職とする。

（申請書の記載事項の省略の対象）

第 10 条 条例第 10 条第 3 項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 59 条第 1 項の認可を受けている者
- (2) 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 29 条の登録を受けている者
- (3) 消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 57 条第 1 項の認可を受けている者
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項又は第 15 条の許可を受けている者
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 27 条の 2 第 1 項の認可を受けている者
- (6) 商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 190 条第 1 項の許可を受けている者
- (7) 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）第 4 条の免許を受けている者
- (8) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の免許を受けている者
- (9) 労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）第 6 条の免許を受けている者
- (10) 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 31 条又は第 35 条の 3 の 23 の登録を受けている者
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項本文、第 14 条第 1 項本文又は第 14 条の 4 第 1 項本文の許可を受けている者
- (12) 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項の免許を受けている者
- (13) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 3 条第 1 項の登録を受けている者
- (14) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 3 条第 1 項若しくは第 185 条第 1 項の免許又は同法第 272 条第 1 項の登録を受けている者

【野洲市訪問販売に係る登録申請書等の様式を定める要綱】

（登録の申請）

第2条 条例第10条第1項（第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、訪問販売事業者登録・登録の更新申請書（様式第1号）により行うものとする。
この場合において、条例第10条第1項第3号に規定する販売し、又は有償により提供している主な商品等として、別表から最大で5種類の項名及びその分類を選択するものとする。

趣 旨

第10条では、訪問販売事業者登録申請書の記載事項など、登録の申請手続を定めています。平成29年3月の条例改正により、登録の申請手続を変更しました。信用事業者（詳細については後述します。）と信用事業者ではない事業者（以下「一般事業者」といいます。）で、申請書の記載事項及び提出書類に違いがあります。そこで、一般事業者と信用事業者を区別し、（1）一般事業者、信用事業者とは、（2）一般事業者の登録の申請の手続について、（3）信用事業者の登録の申請の手続について、（4）事業者に複数の店舗がある場合の申請書の記載について、（5）申請方法、（6）提出された個人情報についての順で、登録の申請について記述します。

解 説

（1）一般事業者、信用事業者とは

信用事業者とは、以下の免許や許可を受けている者をいいます。申請者が信用事業者に該当する場合は、申請書の記載事項の一部を省略することができます。詳細については、21ページ（3. 信用事業者の登録の申請の手続について）を参照してください。なお、保険代理店（保険業法第276条の登録）は、⑭には該当しませんので、ご注意ください。

一般事業者とは、信用事業者以外の事業者をいいます。一般事業者については、9ページを参照してください。

- ① 農業協同組合法第59条第1項の認可を受けている者
- ② 金融商品取引法第29条の登録を受けている者
- ③ 消費生活協同組合法第57条第1項の認可を受けている者
- ④ 建設業法第3条第1項又は第15条の許可を受けている者
- ⑤ 中小企業等協同組合法第27条の2第1項の認可を受けている者
- ⑥ 商品先物取引法第190条第1項の許可を受けている者
- ⑦ 信用金庫法第4条の免許を受けている者
- ⑧ 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けている者
- ⑨ 労働金庫法第6条の免許を受けている者
- ⑩ 割賦販売法第31条又は第35条の3の23の登録を受けている者
- ⑪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項本文、第14条第1項本文又は第14条の4第1項本文の許可を受けている者
- ⑫ 銀行法第4条第1項の免許を受けている者
- ⑬ 貸金業法第3条第1項の登録を受けている者
- ⑭ 保険業法第3条第1項若しくは第185条第1項の免許又は同法第272条第1項の登録を受けている者

一般事業者と信用事業者の登録の申請を比較すると下の表のようになります。

〈一般事業者と信用事業者の登録の申請の比較表〉

事業者の種類	申請事項	提出を必要とする書面
一般事業者	① 商号、名称又は氏名 ② 主たる事務所及び市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先 ③ 販売し、又は有償により提供している主な商品等 ④ 法人番号 ⑤ - 1 申請者が個人事業主であるときは、その者の氏名、性別及び生年月日 ⑤ - 2 申請者が法人であるときは、代表者の氏名、性別並びに生年月日及びその他の役員の氏名性別並びに生年月日	・訪問販売事業者登録・登録の更新申請書（様式第1号） ・誓約書（様式第2号）
信用事業者	① 商号、名称又は氏名 ② 主たる事務所及び市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先 ③ 販売し、又は有償により提供している主な商品等 ④ 法人番号 ⑤ 申請者が法人であるときは、その代表者の氏名	・訪問販売事業者登録・登録の更新申請書（様式第1号） <u>*誓約書（様式第2号）は不要。</u>

(2) 一般事業者の登録の申請の手続について

ア 登録の申請について

登録を受けようとする一般事業者は、必要事項を記載した[訪問販売事業者登録・登録の更新申請書（様式第1号）](#)と[誓約書（様式第2号）](#)を市長に提出することで登録の申請を行います。

申請書と誓約書については、野洲市消費生活センターの窓口で配布するほか、市のホームページでダウンロードできます。

一般事業者が申請書に記載する必要がある事項は、次のとおりです。

- ① 商号、名称又は氏名
- ② 主たる事務所及び市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先
- ③ 販売し、又は有償により提供している主な商品等
- ④ 法人番号
- ⑤ - 1 申請者が個人事業主であるときは、その者の氏名、性別及び生年月日
- ⑤ - 2 申請者が法人であるときは、代表者の氏名、性別並びに生年月日及びその他の役員の氏名、性別並びに生年月日

訪問販売事業者登録・登録の更新申請書（4枚〜）

誓約書（1枚）

イ 申請書の記載方法について（個人事業主の場合）

申請者が法人格を持たない個人事業主であるときは、上記のうち①②③④⑤ - 1 を記載する必要があります。

例えば、野洲太郎さんが野洲商店という屋号を用いて営業活動を行っている場合は、「商号、名称」の欄に野洲商店という屋号を、「氏名」の欄に野洲太郎さんの氏名を、「販売し、又は有償により提供している主な商品等」の欄に主な商品等を、「主たる事務所」の欄に野洲商店の電話番号と住所を、「(3) 氏名（法人にあっては、代表者）、役職、生年月日及び性別」の欄に野洲太郎さんの氏名、生年月日及び性別を記載してください。記載方法の詳細については下記に記載します。

申請書の1枚目の記載は次のとおりです。

様式第 1 号（第 2 条関係）

訪問販売事業者 登 録 申請書
登録の更新

平成 29 年 5 月 5 日

野洲市長 様

商 号
申請者 名称又は 野洲商店
氏 名
法人にあつては代表者の氏名 野洲 太郎



(1) 申請内容

☒ 登 録

野洲市くらし支えあい条例第 10 条第 1 項の規定により訪問販売事業者の登録を申請します。

☐ 登録の更新

野洲市くらし支えあい条例第 13 条第 2 項において準用する第 10 条第 1 項の規定により訪問販売事業者の登録の更新を申請します。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

申請書の2枚目には、信用事業者かどうかの申告を記載してください。

アからセの免許や登録などを受けている場合には該当する部分にレ印を、アからセの免許や登録などを受けていない場合にはソの欄にレ印を記入してください。

アからセまでのいずれかに該当する場合には、信用事業者として申請書の4枚目以降の記載は不要となります（信用事業者の申請書の記載方法については19ページを参照してください。）。

<記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書2枚目（一般事業者・個人事業主用）>

(2) 野洲市くらし支えあい条例第10条第3項の信用事業者の該当の有無に関する申告	
☐ ア	農業協同組合法第59条第1項の認可を受けている者
☐ イ	金融商品取引法第29条の登録を受けている者
☐ ウ	消費生活協同組合法第57条第1項の認可を受けている者
☐ エ	建設業法第3条第1項又は第15条の許可を受けている者
☐ オ	中小企業等協同組合法第27条の2第1項の認可を受けている者
☐ カ	商品先物取引法第190条第1項の許可を受けている者
☐ キ	信用金庫法第4条の免許を受けている者
☐ ク	宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けている者
☐ ケ	労働金庫法第6条の免許を受けている者
☐ コ	割賦販売法第31条又は第35条の3の23の登録を受けている者
☐ サ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項本文、第14条第1項本文又は第14条の4第1項本文の許可を受けている者
☐ シ	銀行法第4条第1項の免許を受けている者
☐ ス	貸金業法第3条第1項の登録を受けている者
☐ セ	保険業法第3条第1項若しくは第185条第1項の免許又は同法第272条第1項の登録を受けている者
☒ ソ	アからセまでのいずれにも該当しません。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

申請書3枚目の上部には、申請者の商号、名称又は氏名や代表者の氏名等を記載ください。

個人事業主で個人名ではなく、屋号を使用している場合には、「商号・名称」の欄に使用している屋号を記載してください。一方、屋号を使用していない場合には、「商号・名称」の欄の記載は不要です。

「氏名」の欄には、事業を行っている個人名を記載してください。

「販売し、又は有償により提供している主な商品等」の欄には、巻末の様式集4ページ以下にある一覧表の中から、最大5種類までを選択し、記載してください。商品等の一覧表については、ホームページでデータを公表しています。エクセルの検索機能を使用し、該当するものを検索してください。申請書には、別表の商品等の一覧表のうち、「項名」と「分類」を記載してください。「具体例」は記載しないでください。

なお、法人番号（13桁）は個人事業主には付与されないことから記載は不要です。法人番号と個人番号（12桁のいわゆるマイナンバー）は違います。マイナンバーの記載は絶対にしないでください。

<記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書3枚目（一般事業者・個人事業主用）>

(3) 商号、名称又は氏名及び主たる事務所等			
フリガナ	ヤスショウテン		
商号・名称	野洲商店		
フリガナ	ヤス タロウ		
氏名 (法人にあっては代表者の氏名)	野洲 太郎		
法人番号			
販売し、又は有償により提供している主な商品等	項名	分類	
	1	食料品	
	2	飲料・酒類	
主たる事務所	電話番号	077-XXXX-XXXX	
	所在地	〒520-△△△△	滋賀県野洲市○○○

屋号を記載してください。
個人名で事業を行っている場合は「商号・名称」の欄は記載不要です。

個人事業主の方は、法人番号の記載は不要です。

巻末の様式集4ページの一覧表の中から最大5つまでを選択し、項名と分類を記載してください。

申請書3枚目の下部には、市の区域内にある事務所の所在地と連絡先や市の区域内にある営業所の所在地と連絡先を記載してください。野洲市内に事務所や営業所(以下「事務所等」といいます。)がある場合には、事業所等名、電話番号、所在地を記載してください。野洲市内に事務所等がない場合には、記載は不要です。

なお、野洲市内の訪問販売は、登録があればどここの支店でも行うことができます。例えば、野洲商店に野洲市内に中主店、守山市内に守山店がある場合、「(4)市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先」の欄には野洲支店の情報を記載する必要があり、守山支店の情報を記載する必要はありませんが、記載していない守山支店が野洲市内で訪問販売をすることができないという趣旨ではありません。登録があれば、どの事務所等からでも訪問販売を行うことができます。

<記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書3枚目（一般事業者・個人事業主用）>

(4) 市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先					
市の区域内にある事務所等①	事務所等名	中主店		電話番号	077-〇〇〇-△△△△
	所在地	滋賀県野洲市△△△△			
市の区域内にある事務所等②	事務所等名		電話番号		
	所在地				
市の区域内にある事務所等③	事務所等名	主たる事務所以外に野洲市内に事務所等がなければ、「市の区域内にある事務所等①～⑤」は記載不要です。			
	所在地				
市の区域内にある事務所等④	事務所等名		電話番号		
	所在地				
市の区域内にある事務所等⑤	事務所等名		電話番号		
	所在地				

申請書の4枚目以降には、個人事業主の氏名、生年月日及び性別を「代表者」の欄に記載してください。従業員の方の氏名等の情報の記載は不要です。

<記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書4枚目（一般事業者・個人事業主用）>

※ (2)のアからセまでのいずれかに該当する信用事業者は、以下の記載は不要です。

(5) 法人の役員の氏名、役職、生年月日及び性別 ※個人事業主の場合は、「代表者」欄に記載してください。					
代 表 者	フリガナ	ヤス タロウ		役 職	
	氏 名	野洲 太郎			
	生年月日/年齢	昭和××年〇〇月△△日	◎◎歳	性 別	男
1 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日/年齢			性 別	
2 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日/年齢			性 別	
3 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日/年齢			性 別	
6 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日/年齢			性 別	
7 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日/年齢			性 別	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。

様式第2号（第2条関係）

誓 約 書

申請書1枚目の日付と同じ
日付を記載してください。

平成29年5月5日

野洲市長 様

商 号
申請者 名称又は
氏 名

野洲商店



法人にあっては代表者の氏名 野洲 太郎

申請者は、野洲市くらし支えあい条例第12条第1項第3号から第6号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

また、誓約事項に関し、市長が関係機関に照会することについて承諾します。

<参考>

野洲市くらし支えあい条例（抄）

（登録の拒否）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれか（信用事業者にあっては、第1号若しくは第2号）に該当するとき、又は第10条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第15条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (2) 第9条の規定に違反し、第17条第3項の規定による公表があった日から2年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

2・3 【略】

ウ 申請書の記載方法について（法人の場合）

申請者が法人であるときは、7ページの一覧のうち①②③④⑤ - 2を記載する必要があります。

例えば、株式会社びわ湖（代表取締役 びわ湖太郎さん、取締役 滋賀花子さん、取締役 野洲ドウタクさん）が営業活動を行っている場合は、次のとおり記載する必要があります。

なお、誓約書の記載方法については13ページを参照してください。

<記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書1枚目（一般事業者・法人用）>

様式第1号（第2条関係）

訪問販売事業者 登録 申請書
登録の更新

平成29年5月5日

野洲市長 様

商 号
申請者 名称又は 株式会社びわ湖
氏 名
法人にあつては代表者の氏名 代表取締役 びわ湖太郎

株式会社
びわ湖
印

(1) 申請内容

☒ 登 録

野洲市くらし支えあい条例第10条第1項の規定により訪問販売事業者の登録を申請します。

☐ 登録の更新

野洲市くらし支えあい条例第13条第2項において準用する第10条第1項の規定により訪問販売事業者の登録の更新を申請します。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

申請書の2枚目には、信用事業者かどうかの申告を記載してください。
一般事業者である場合は、ソの欄にレ印を記入してください。

<記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書2枚目（一般事業者・法人用）>

(2) 野洲市くらし支えあい条例第10条第3項の信用事業者の該当の有無に関する申告	
☐ ア	農業協同組合法第59条第1項の認可を受けている者
☐ イ	金融商品取引法第29条の登録を受けている者
☐ ウ	消費生活協同組合法第57条第1項の認可を受けている者
☐ エ	建設業法第3条第1項又は第15条の許可を受けている者
☐ オ	中小企業等協同組合法第27条の2第1項の認可を受けている者
☐ カ	商品先物取引法第190条第1項の許可を受けている者
☐ キ	信用金庫法第4条の免許を受けている者
☐ ク	宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けている者
☐ ケ	労働金庫法第6条の免許を受けている者
☐ コ	割賦販売法第31条又は第35条の3の23の登録を受けている者
☐ サ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項本文、第14条第1項本文 又は第14条の4第1項本文の許可を受けている者
☐ シ	銀行法第4条第1項の免許を受けている者
☐ ス	貸金業法第3条第1項の登録を受けている者
☐ セ	保険業法第3条第1項若しくは第185条第1項の免許又は同法第272条第1項 の登録を受けている者
☒ ソ	アからセまでのいずれにも該当しません。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

申請書3枚目の上部には、申請者の商号、名称又は氏名や代表者の氏名、法人番号等を記載してください。

「販売し、又は有償により提供している主な商品等」の欄には、巻末の様式集4ページ以下にある一覧表の中から、最大5種類までを選択し、記載してください。商品等の一覧表については、ホームページでデータを公表しています。エクセルの検索機能を使用し、該当するものを検索してください。申請書には、別表の商品等の一覧表のうち、「項名」と「分類」を記載してください。「具体例」は記載しないでください。

なお、電話番号については、2つ以上の電話番号を記載しても問題ありません。電話番号は、市民（消費者）への情報提供として公表するため、消費者向けの相談窓口がある場合には主たる事務所の電話番号のほか、消費者向けの電話番号を記載することができます。例えば、株式会社びわ湖に消費者向けのお客センターがある場合には、主たる事務所の電話番号の欄に「03-××××-0000（お客センター：0120-△△△-××××）」と記載することができます。

<記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書3枚目（一般事業者・法人用）>

(3) 商号、名称又は氏名及び主たる事務所等			
フリガナ	カブシキガイシャビワコ		
商号・名称	株式会社びわ湖		
フリガナ	ビワコ タロウ		
氏名 (法人にあっては代表者の氏名)	びわ湖 太郎		
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 9 8 7		
販売し、又は有償により提供している主な商品等	項 名	分 類	
	1	食料品	
	2	飲料・酒類	
主たる事務所	電話番号	03-×××-0000（お客センター：0120-△△△-××××）	
	所在地	〒160-△△△△	東京都新宿区〇〇〇〇

13桁の法人番号を記載してください。

巻末の様式集4ページの一覧表の中から最大5つまでを選択し、項名と分類を記載してください。

申請書3枚目の下部には、市の区域内にある事務所の所在地と連絡先や市の区域内にある営業所の所在地と連絡先を記載してください。野洲市内に事務所や営業所（以下「事務所等」といいます。）がある場合には、事業所等名、電話番号、所在地を記載してください。野洲市内に事務所等がない場合には、記載は不要です。

なお、野洲市内の訪問販売は、登録があれば、どこの支店でも行うことができます。例えば、株式会社びわ湖に、野洲市内に野洲支店と中主店と篠原支店があり、守山市内に守山店がある場合、「(4)市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先」の欄には野洲支店、中主支店、篠原支店の情報を記載する必要があり、守山支店の情報を記載する必要はありませんが、記載していない守山支店が野洲市内で訪問販売をすることができないという趣旨ではありません。登録があれば、どの事務所等からでも訪問販売を行うことができます。

<記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書3枚目（一般事業者・法人用）>

(4) 市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先				
市の区域内にある事務所等①	事務所等名	野洲支店	電話番号	077-〇〇〇-××××
	所在地	滋賀県野洲市〇〇〇〇〇		
市の区域内にある事務所等②	事務所等名	中主支店	電話番号	077-△△△-××××
	所在地	滋賀県野洲市△△△△△		
市の区域内にある事務所等③	事務所等名	篠原支店	電話番号	077-□□□-××××
	所在地	滋賀県野洲市□□□□□		
市の区域内にある事務所等④	事務所等名		電話番号	
	所在地			
市の区域内にある事務所等⑤	事務所等名		電話番号	
	所在地			

主たる事務所以外に野洲市内に事務所等がなければ、「市の区域内にある事務所等①～⑤」は記載不要です。

申請書の4枚目以降には、法人の役員の氏名、役職、生年月日及び性別を記載してください。
役員とは、株式会社では取締役、持分会社では社員がその対象となります。株式会社の監査役や
会計参与は役員には含まれません。

<記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書4枚目（一般事業者・法人用）>

※（2）のアからセまでのいずれかに該当する信用事業者は、以下の記載は不要です。

(5) 法人の役員の氏名、役職、生年月日及び性別 ※個人事業主の場合は、「代表者」欄に記載してください。					
代 表 者	フリガナ	ビワコ タロウ		役 職	代表取締役
	氏 名	びわ湖 太郎			
	生年月日/年齢	昭和××年〇〇月△△日	◎◎歳	性 別	男
1 人 目	フリガナ	シガ ハナコ		役 職	取締役
	氏 名	滋賀 花子			
	生年月日/年齢	昭和××年〇〇月△△日	◎◎歳	性 別	女
2 人 目	フリガナ	ヤス ドウタク		役 職	取締役
	氏 名	野洲 ドウタク			
	生年月日/年齢	昭和××年〇〇月△△日	◎◎歳	性 別	男
3 人 目	フリガナ	監査役や監事等の記載は不要です。			
	氏 名				
	生年月日/年齢				
6 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日/年齢			性 別	
7 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日/年齢			性 別	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。

(3) 信用事業者の登録の申請の手続について

ア 信用事業者とは

信用事業者とは、「十分な社会的信用を有する者として規則で定める者（第 15 条第 1 項第 2 号の規定により前条の登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者を除く。）」と規定しています（条例第 10 条第 3 項）。具体的には、次のとおりです。

なお、免許等は大臣免許に限定するものではありません。知事免許等であっても次の免許等を受けている場合には、信用事業者となります。

- ① 農業協同組合法第 59 条第 1 項の認可を受けている者
- ② 金融商品取引法第 29 条の登録を受けている者
- ③ 消費生活協同組合法第 57 条第 1 項の認可を受けている者
- ④ 建設業法第 3 条第 1 項又は第 15 条の許可を受けている者
- ⑤ 中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項の認可を受けている者
- ⑥ 商品先物取引法第 190 条第 1 項の許可を受けている者
- ⑦ 信用金庫法第 4 条の免許を受けている者
- ⑧ 宅地建物取引業法第 3 条第 1 項の免許を受けている者
- ⑨ 労働金庫法第 6 条の免許を受けている者
- ⑩ 割賦販売法第 31 条又は第 35 条の 3 の 23 の登録を受けている者
- ⑪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項本文、第 14 条第 1 項本文又は第 14 条の 4 第 1 項本文の許可を受けている者
- ⑫ 銀行法第 4 条第 1 項の免許を受けている者
- ⑬ 貸金業法第 3 条第 1 項の登録を受けている者
- ⑭ 保険業法第 3 条第 1 項若しくは第 185 条第 1 項の免許又は同法第 272 条第 1 項の登録を受けている者

なお、上記に該当する者であっても、反社会的勢力であるとして条例第 15 条第 1 項第 2 号により訪問販売事業者の登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者は、免許等を受けている場合であっても信用事業者にはあたりません。

また、法律等に反社会的勢力でないことについての根拠規定がある事業者を信用事業者といいます。商品の品質や販売方法等について信用があるという意味ではありませんので、注意してください。

イ 登録の申請について

登録を受けようとする者が信用事業者に該当する場合には、訪問販売事業者登録・登録の更新申請書（様式第1号）に信用事業者である旨を申告し、市長に提出することで、登録の申請を行うことができます。信用事業者である場合には、誓約書（様式第2号）の提出は不要です。

申請書は、野洲市消費生活センターの窓口で配布するほか、市のホームページでダウンロードすることができます。信用事業者が申請書に記載する必要のある事項は、次の5点です。

- ① 商号、名称又は氏名
- ② 主たる事務所及び市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先
- ③ 販売し、又は有償により提供している主な商品等
- ④ 法人番号
- ⑤ 申請者が法人であるときは、その代表者の氏名

[illegible]

ウ 申請書の記載方法について

信用事業者に関する[訪問販売事業者登録・登録の更新申請書（様式第1号）](#)の記載方法について、保険業法第3条の免許を持った損害保険会社である滋賀損害保険株式会社を例に説明を行います。

また、25 ページ以下の「（４）事業者に複数の店舗がある場合の申請書の記載について」も同時に参照してください。

<記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書 1 枚目（信用事業者・法人用）>

様式第1号（第2条関係）

訪問販売事業者 登 録 申請書
登録の更新

平成 29 年 5 月 5 日

野洲市長 様

商 号
申請者 名称又は 滋賀損害保険株式会社
氏 名

法人にあつては代表者の氏名 代表取締役 小篠原 花子



(1) 申請内容

☒ 登 録

野洲市くらし支えあい条例第10条第1項の規定により訪問販売事業者の登録を申請します。

☐ 登録の更新

野洲市くらし支えあい条例第13条第2項において準用する第10条第1項の規定により訪問販売事業者の登録の更新を申請します。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

申請書の2枚目には、信用事業者かどうかの申告を記載してください。

滋賀損害保険会社は保険業法第3条第1項の免許を受けているため、セの欄にレ印を記入します。
アからセまでのいずれかに該当する信用事業者は、申請書4枚目以降の「(5) 法人の役員の氏名、役職、生年月日及び性別」を記載する必要はありません。

<記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書2枚目（信用事業者・法人用）>

(2) 野洲市くらし支えあい条例第10条第3項の信用事業者の該当の有無に関する申告	
☐ ア	農業協同組合法第59条第1項の認可を受けている者
☐ イ	金融商品取引法第29条の登録を受けている者
☐ ウ	消費生活協同組合法第57条第1項の認可を受けている者
☐ エ	建設業法第3条第1項又は第15条の許可を受けている者
☐ オ	中小企業等協同組合法第27条の2第1項の認可を受けている者
☐ カ	商品先物取引法第190条第1項の許可を受けている者
☐ キ	信用金庫法第4条の免許を受けている者
☐ ク	宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けている者
☐ ケ	労働金庫法第6条の免許を受けている者
☐ コ	割賦販売法第31条又は第35条の3の23の登録を受けている者
☐ サ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項本文、第14条第1項本文又は第14条の4第1項本文の許可を受けている者
☐ シ	銀行法第4条第1項の免許を受けている者
☐ ス	貸金業法第3条第1項の登録を受けている者
☒ セ	保険業法第3条第1項若しくは第185条第1項の免許又は同法第272条第1項の登録を受けている者
☐ ソ	アからセまでのいずれにも該当しません。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

申請書3枚目の上部には、申請者の商号、名称又は氏名や代表者の氏名、法人番号等を記載してください。

「販売し、又は有償により提供している主な商品等」の欄には、巻末の様式集4ページ以下にある一覧表の中から、最大5種類までを選択し、記載してください。商品等の一覧表については、ホームページでデータを公表しています。エクセルの検索機能を使用し、該当するものを検索してください。申請書には、別表の商品等の一覧表のうち、「項名」と「分類」を記載してください。「具体例」は記載しないでください。

なお、電話番号については、2つ以上の電話番号を記載しても問題ありません。電話番号は、市民（消費者）への情報提供として公表するため、消費者向けの相談窓口がある場合には、主たる事務所の電話番号のほか、消費者向けの電話番号を記載することができます。例えば、滋賀損害保険株式会社に消費者向けのお客センターがある場合には、主たる事務所の電話番号の欄に「03-×××-〇〇〇〇（お客センター：0120-△△△-××××）」と記載することができます。

<記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書3枚目（信用事業者・法人用）>

(3) 商号、名称又は氏名及び主たる事務所等			
フリガナ	シガソンガイホケンカブシキカイシャ		
商号・名称	滋賀損害保険株式会社		
フリガナ	コシノハラ ハナコ		
氏名 (法人にあっては代表者の氏名)	小篠原 花子		
法人番号	0987654321123		
販売し、又は有償により提供している主な商品等	項名	分類	
	70	損害保険	
主たる事務所	電話番号	03-×××-〇〇〇〇（お客センター：0120-△△△-××××）	
	所在地	〒160-△△△△	東京都新宿区〇〇〇〇

13桁の法人番号を記載してください。

巻末の様式集4ページの一覧表の中から最大5つまでを選択し、項名と分類を記載してください。

申請書3枚目の下部には、市の区域内にある事務所の所在地と連絡先や市の区域内にある営業所の所在地と連絡先を記載してください。野洲市内に事務所や営業所(以下「事務所等」といいます。)がある場合には、事業所等名、電話番号、所在地を記載してください。野洲市内に事務所等がない場合には、記載は不要です。

なお、野洲市内の訪問販売は、登録があれば、どこの支店でも行うことができます。例えば、株式会社びわ湖に、野洲市内に野洲支店があり、守山市内に守山店がある場合、「(4)市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先」の欄には野洲支店の情報を記載する必要があり、守山支店の情報を記載する必要はありませんが、記載していない守山支店が野洲市内で訪問販売をすることができないという趣旨ではありません。登録があれば、どの事務所等からでも訪問販売を行うことができます。

<記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書3枚目（信用事業者・法人用）>

(4) 市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先						
市の区域内にある事務所等①	事務所等名	野洲支店		電話番号	077-〇〇〇-××××	
	所在地	滋賀県野洲市〇〇〇〇〇				
市の区域内にある事務所等②	事務所等名			電話番号		
	所在地					
市の区域内にある事務所等③	事務所等名	主たる事務所以外に野洲市内に事務所等がなければ、「市の区域内にある事務所等①～⑤」は記載不要です。				
	所在地					
市の区域内にある事務所等④	事務所等名					
	所在地					
市の区域内にある事務所等⑤	事務所等名					電話番号
	所在地					

(4) 事業者複数の店舗がある場合の申請書の記載について（全ての事業者共通）

以下は、一般事業者と信用事業者の両者に適用される注意点です。

ア 事業者本店と支店がある場合について

登録は法人単位の登録となります。支店での登録はできません。また、野洲市内に事務所又は営業所がある場合には、その旨も申請書に記載してください。

イ 代理店など別法人が営業活動をしている場合について

事業者本店のほか、代理店などの別法人が営業活動をしている場合、消費者と契約を締結するのは代理店ではないことから本店の登録が必要となります。

例えば、A 株式会社の代理店 B 社が、A 株式会社代理店 B として勧誘を行うときは、消費者と契約し、サービスの提供等を行うのは A 株式会社となることから、A 株式会社の登録が必要となります。

なお、代理店 B が A 株式会社以外の商品等を販売する場合は、代理店 B の登録が必要となる場合があります。例えば、車の販売店が損害保険の代理店も行っている場合には、損害保険の代理店としての登録は、上記のとおり不要となりますが、自社の車の訪問販売を行う場合には、自動車販売店としての登録が必要となります。

ウ 連鎖販売取引について

連鎖販売取引の多くの場合は、個人事業主が代理店として営業活動を行っています。この場合は本社となる統括者の登録が必要になります。

エ その他

フランチャイズ店や代理店などで、株式会社 C という商号のほか、D ショップという名称があり、こちらの名称の方が一般的な認知度が高い場合には、「商号、名称」の欄に株式会社 C と D ショップを併記してください。

＜記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書（3枚目抜粋）＞

(3) 商号、名称又は氏名及び主たる事務所等	
フリガナ	カブシキガイシャシー (ディーショップ)
商号・名称	株式会社C (Dショップ)

(5) 申請方法

申請方法は、一般事業者、信用事業者ともに共通です。

申請書と誓約書の申請は、持参又は郵送により受け付けを行います。持参する場合には、野洲市消費生活センターの窓口まで持参してください。郵送の場合は、次のあて先に送付してください。

【受付窓口・送付先】

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市消費生活センター 宛て

◎訪問販売登録制度 メール送付のお願い

申請書（様式第1号）について、メール送付にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、メールで送付は登録の申請とはなりません。メールを送付していただく場合であっても、持参又は郵送で申請が必要となります。



※お願い1：申請書の書式について、行や列の追加はしないでください。

※お願い2：申請書のファイル形式（エクセル）はPDF 等に変換せず送付ください。

※お願い3：メールアドレスの間違いを防ぐため、以下の「訪問販売登録制度アドレス確認フォーム」（下記 URL）から、必要事項をご記入、送信の上ファイルの送信ください。

【訪問販売登録制度アドレス確認フォーム】

<http://www.city.yasu.lg.jp/form/inquiryPC/Init.do?inquiryId=67&ref=www.city.yasu.lg.jp/jigyosha/1475049433454.html>

（6）提出された個人情報について

申請により提出された個人情報については、野洲市個人情報保護条例（平成16年条例第10号）に従い、適正に取扱います。

4. 登録の実施について（条例第 11 条）

（登録の実施）

第 11 条 市長は、第 9 条の登録の申請があったときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を規則で定める訪問販売事業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するとともに、当該事項（前条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げるものを除く。）を公表しなければならない。

（1） 前条第 1 項各号に掲げる事項

（2） 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

趣 旨

第 11 条は、訪問販売事業者の登録の申請があった場合の訪問販売事業者登録簿への登録とその通知について規定しています。

解 説

（1）登録の手続等について

申請者が登録の拒否の要件に当たらない場合には、市長は、訪問販売事業者登録簿に登録するとともに、申請者に対して通知を行います。通知は、[訪問販売事業者登録・登録の更新・変更登録通知書（様式第 3 号）](#)にて行います。

また、市長は、登録した事業者に関する情報（公表される事項については、後述します。）の公表を市のホームページによって行います（下の URL を参照）。

【訪問販売登録事業者について】

http://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/shiminseikatsusoudan/kurashisasaeaijyourei/houmonhanbai_tourokujigyousya.html

なお、登録の有効期間は 3 年間です（条例第 13 条第 1 項）。登録の有効期間は、上記通知書に記載します。例えば、事業者が平成 28 年 12 月 1 日に申請を行い、同月 15 日に登録がなされた場合、登録の有効期間は、平成 28 年 12 月 15 日から平成 31 年 12 月 15 日までとなります。

<通知見本：訪問販売事業者登録・登録の更新・変更登録通知書>

様式第3号（第3条関係）

野消セ第〇〇号
平成29年12月26日

株式会社びわ湖
代表取締役 びわ湖太郎 様

野洲市長

長野
之 賀
印 市 県

登 録

訪問販売事業者 登録の更新 通知書
変 更 登 録

☒第11条第1項

野洲市くらし支えあい条例 ☐第13条第2項において準用する第11条第1項 の規定により

☐第14条第5項において準用する第11条第1項

下記のとおり登録したので、同条第2項の規定により通知します。

記

申 請 年 月 日	平成29年12月1日
登録された者の商号、名称又は氏名	株式会社びわ湖
登 録 番 号	H〇〇〇〇〇 (△)
登 録 年 月 日	平成29年12月26日
登 録 の 有 効 期 間	平成29年12月26日から平成32年12月26日まで
変更登録の場合の変更事項及び内容	

注 該当する□にレ印を記入しています。

（２）公表事項について

公表される事項は次のとおりです。

- ① 商号、名称
- ② 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- ③ 主たる事務所及び市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先
- ④ 販売し、又は有償により提供している主な商品等
- ⑤ 法人番号

なお、個人事業主（法人にあっては、その代表者）の生年月日や性別、その他の役員の氏名や生年月日、性別については公表されません。

5. 登録の拒否について（条例第 12 条）

（登録の拒否）

第 12 条 市長は、申請者が次の各号のいずれか（信用事業者にあつては、第 1 号若しくは第 2 号）に該当するとき、又は第 10 条第 1 項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 15 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- (2) 第 9 条の規定に違反し、第 17 条第 3 項の規定による公表があった日から 2 年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 法人であつて、その役員のうちに前号に該当する者があるもの
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ申請者にその旨を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

趣 旨

第 12 条では、登録の拒否の要件やその手続について規定しています。同条第 1 項で登録の拒否の要件を定めており、第 2 項と第 3 項で登録の拒否の手続を定めています。

なお、平成 29 年 3 月の改正により、一般事業者の登録の拒否の要件と信用事業者の登録の拒否の要件が異なっています。そこで、以下では、一般事業者の登録の拒否の要件と信用事業者の登録の拒否の要件を分け、（1）一般事業者の登録の拒否の要件について、（2）信用事業者の登録の拒否の要件について、（3）登録の拒否の手続についての順に登録の拒否について記述します。

解 説

（１）一般事業者の登録の拒否の要件について

一般事業者（信用事業者ではない事業者を言います。詳細については 19 ページを参照してください。）の登録の拒否の要件は、条例第 12 条第 1 項に規定しています。具体的には次の場合です。

- ① 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がある場合
- ② 申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けている場合
- ③ 以前に登録を受けていたが、登録の拒否要件に当たったことで登録を取り消され、その取消し から2年を経過しない場合（第1号）
- ④ 無登録で訪問販売を行ったことにより、違反行為についての公表がなされ、その公表があった日から2年を経過しない場合（第2号）
- ⑤ 申請者が暴力団員である又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない場合（第3号）
- ⑥ 申請者が法人であって、その役員が ⑤ に該当する場合（第4号）
- ⑦ 暴力団員等がその事業活動を支配する場合（第5号）
- ⑧ 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある場合（第6号）

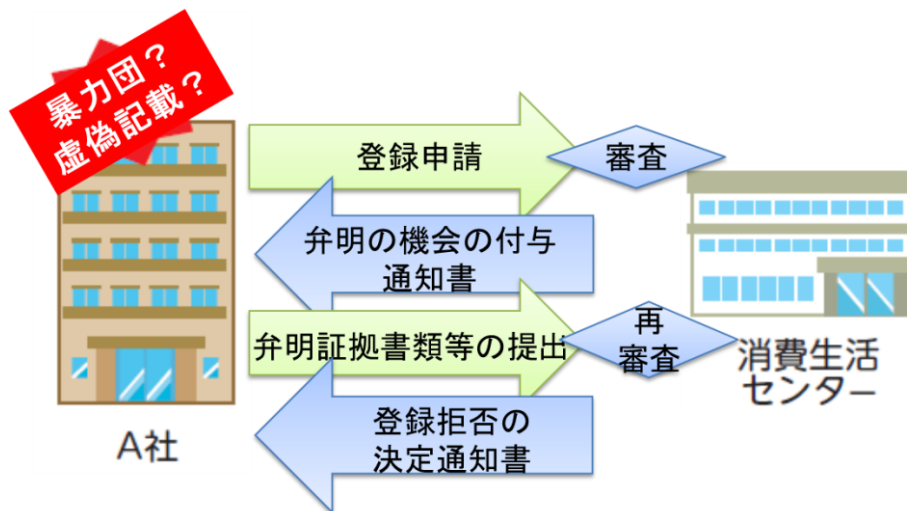
（２）信用事業者の登録の拒否の要件について

信用事業者の登録の拒否の要件は、次の場合です。

- ① 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がある場合
- ② 申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けている場合
- ③ 以前に登録を受けていたが、登録の拒否要件に当たったことで登録を取り消され、その取消しから2年を経過しない場合（第1号）
- ④ 無登録で訪問販売を行ったことにより、違反行為についての公表がなされ、その公表があった日から2年を経過しない場合（第2号）

なお、一般事業者と異なり、反社会的勢力に該当することという登録の拒否の要件（一般事業者の登録拒否の要件の⑤～⑧）は、信用事業者には適用されません（条例第 12 条第 1 項）。

(3) 登録の拒否の手続について



登録の申請があった場合に、申請者が登録の拒否の要件に該当すると思料するときは、市長は、申請者に対し、登録の拒否を予定している旨と弁明及び有利な証拠の提出の機会を付与する旨の通知を行います。通知は、[訪問販売事業者の登録・登録の更新・変更登録の拒否に係る弁明等通知書（様式第4号）](#)にて行います。

通知を受けた申請者は、通知書に記載された締切日までに郵送又は持参にて弁明書を提出してください。弁明に際しては、有利な証拠の提出を同時に行うことができます。

弁明及び有利な証拠の提出機会の付与に関する手続の終了後、登録の拒否の要件に該当すると判断したときは、市長は、申請者に対し登録を拒否する処分を行い、その旨を通知します。通知は、[訪問販売事業者登録・登録の更新・変更登録拒否通知書（様式第5号）](#)にて行います。

なお、登録の拒否の手続については、一般事業者、信用事業者とも同様です。

また、登録の更新の拒否と変更の登録等の拒否についても、手続は同様となります。

6. 登録の更新について（条例第 13 条）

（登録の更新）

第 13 条 第9条の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前3条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3 第1項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 市長は、第1項の規定により登録の効力を失ったときは、登録簿の登録を消除するとともに、その旨を公表しなければならない。

趣 旨

第 13 条では、第9条の訪問販売事業者の登録の有効期間が3年であり、引き続き野洲市内で訪問販売業を営むためには、登録の更新が必要であることを規定しています。また、登録の更新の手続についても規定しています。

なお、登録の申請に関する事項が改正されたことから、登録の更新の申請についても、一般事業者と信用事業者では申請事項等が異なります。以下では、（1）登録の更新の手続について、（2）登録の更新の効力、（3）更新の申請後、更新がなされないまま登録有効期間を過ぎてしまった場合、（4）登録期間の満了により登録の効力を失った場合の順で登録の更新について記述します。

解 説

本条例の登録の有効期間は3年であり、更新を行わない場合には、登録は失効することとなります。したがって、有効期間経過後も野洲市内で訪問販売を行う事業者は、登録の更新を行う必要があります。

（1）登録の更新の手続について

ア 一般事業者の登録の更新の申請について

登録を受けている一般事業者（信用事業者ではない事業者を言います。詳細については 19 ページを参照してください。）は、市長に[訪問販売事業者登録・登録の更新申請書（様式第 1 号）](#)と[誓約書（様式第 2 号）](#)を提出することで登録の更新の申請を行うことができます。一般事業者が登録の更新申請書に記載する必要のある事項は、次のとおりです。

- ① 商号、名称又は氏名
- ② 主たる事務所及び市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先
- ③ 販売し、又は有償により提供している主な商品等
- ④ 法人番号
- ⑤ - 1 申請者が個人事業主であるときは、その者の氏名、性別及び生年月日
- ⑤ - 2 申請者が法人であるときは、代表者の氏名、性別並びに生年月日及びその他の役員の氏名性別並びに生年月日

なお、登録の更新に係る申請書は、登録有効期間満了日の2ヶ月前を目安に提出してください。

イ 信用事業者の登録の更新の申請について

信用事業者は、信用事業者であることを申告した訪問販売事業者登録・登録の更新申請書（様式第1号）を市長に提出することで、登録の更新の申請を行うことができます。誓約書（様式第2号）の提出は不要です。信用事業者が登録の更新申請書に記載する必要のある事項は、次のとおりです。

- ① 商号、名称又は氏名
- ② 主たる事務所及び市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び連絡先
- ③ 販売し、又は有償により提供している主な商品等
- ④ 法人番号
- ⑤ 申請者が法人であるときは、その代表者の氏名

ウ 登録の更新申請書の記載方法について

登録の更新申請書の記載方法は次のとおりです。なお、申請書2枚目以降の記載方法は、登録申請書の記載方法と同様のため、7ページ以下（一般事業者である個人事業主については8ページ、一般事業者である法人については14ページ、信用事業者については19ページ）を参照してください。

＜記載見本：訪問販売事業者登録・登録の更新申請書 1 枚目（全ての事業者共通）＞

様式第 1 号（第 2 条関係）

訪問販売事業者 登 録 申請書
登録の更新

平成 29 年 5 月 5 日

野洲市長 様

商 号
申請者 名称又は 野洲商店
氏 名
法人にあっては代表者の氏名 野洲 太郎



(1) 申請内容

☐ 登 録

野洲市くらし支えあい条例第 10 条第 1 項の規定により訪問販売事業者の登録を申請します。

☒ 登録の更新

野洲市くらし支えあい条例第 13 条第 2 項において準用する第 10 条第 1 項の規定により訪問販売事業者の登録の更新を申請します。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

エ 申請後の手続の流れ（全ての事業者に共通）

事業者から登録の更新の申請がなされた場合は、市長は、登録を拒否する場合を除き、申請者を訪問販売事業者登録簿に登録するとともに、登録の更新をした旨の通知を行います。通知は、[訪問販売事業者登録・登録の更新・変更登録通知書（様式第 3 号）](#)にて行います。

申請者が登録拒否の要件に該当すると思料するときは、市長は、申請者に対し、登録の更新の拒否を予定している旨と弁明及び有利な証拠の提出の機会を付与する旨の通知を行います。通知は、[訪問販売事業者の登録・登録の更新・変更登録の拒否に係る弁明等通知書（様式第 4 号）](#)にて行います。

通知を受けた申請者は、通知書に記載された締切日までに郵送又は持参にて弁明書を提出してください。弁明に際しては、有利な証拠の提出を同時に行うことができます。

弁明及び有利な証拠の提出機会の付与に関する手続の終了後、登録の拒否の要件に該当すると判断したときは、市長は、申請者に対し、登録の更新を拒否する処分を行い、その旨を通知します。通知は、[訪問販売事業者登録・登録の更新・変更登録拒否通知書（様式第 5 号）](#)にて行います。

（２）登録の更新の効力

市長が登録の更新をした場合、登録の有効期間は、前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算されます。例えば、登録の有効期間満了日が平成 33 年 10 月 31 日であり、登録の更新が平成 33 年 10 月 15 日になされた場合、新しい登録の有効期間は平成 33 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日までとなります。

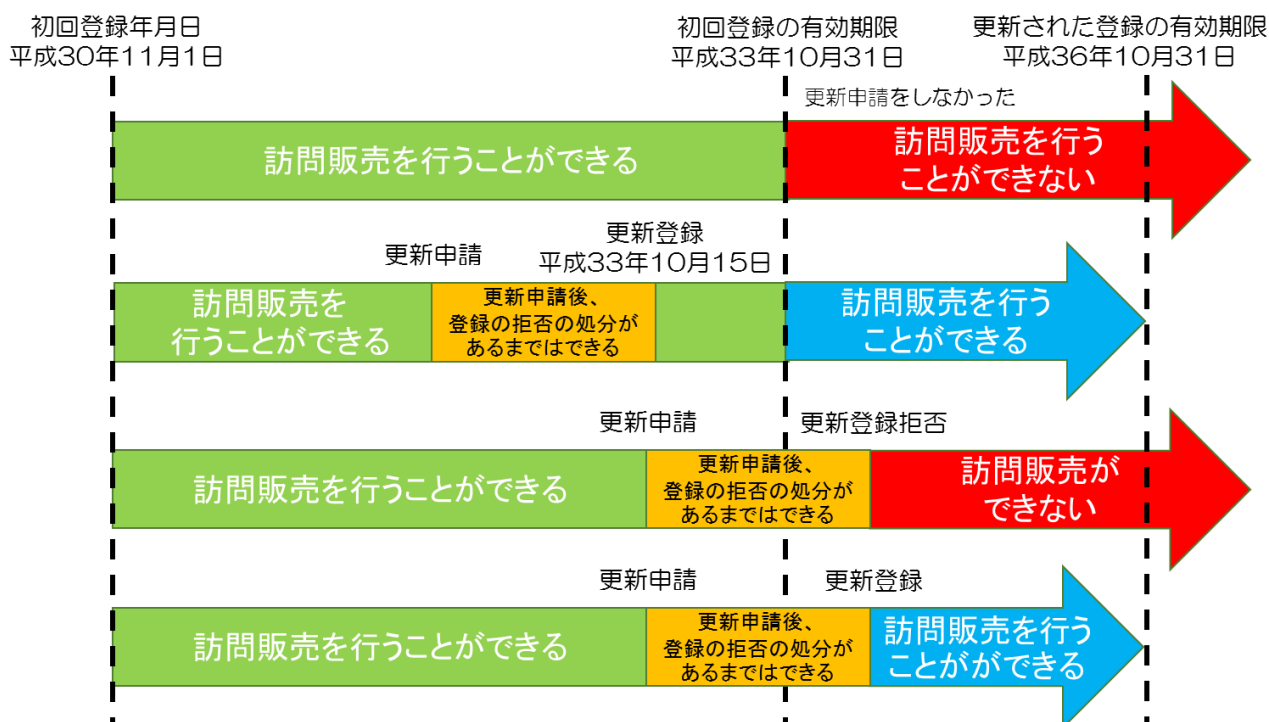
（３）更新の申請後、更新がなされないまま登録有効期間を過ぎてしまった場合

登録の更新の申請後に、登録の更新がなされないまま登録期間を過ぎてしまった場合は、申請に対する処分がされるまでの間は、登録の効力は継続します（条例第 13 条第 3 項）。例えば、登録事業者の登録の有効期間満了日が平成 33 年 10 月 31 日であるときに、その事業者が平成 33 年 10 月 30 日に登録の更新の申請を行った場合、平成 33 年 11 月 1 日になったとしても、申請に対する登録又は登録の拒否の処分がされるまでの間は、訪問販売を行うことができます。

また、上の例で登録がなされたときは、新しい登録の有効期間は、前の登録の有効期間の満了日の翌日から始まります。上の例で、平成 33 年 11 月 7 日に登録がされたときは、新しい登録の有効期間は、平成 33 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日となります。

（４）登録期間の満了により登録の効力を失った場合

登録期間満了により登録の効力を失ったときは、市長は、訪問販売事業者登録簿の登録を削除し、削除したことを公表します。



7. 変更の登録等について（条例第 14 条）

（変更の登録等）

- 第 14 条 登録事業者は、第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで又は第 5 号のいずれか（信用事業者にあつては、第 1 号から第 3 号までのいずれか）に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その変更に係る事項を記載した変更登録の申請書を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 登録事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出の内容を登録簿に記載しなければならない。
- 4 登録事業者について、第 9 条の登録に係る事業の譲渡、相続、合併又は分割（当該事業を承継させるものに限る。）があつたときは、譲受人、相続人又は合併後存続し、合併により設立され、若しくは分割により当該事業を承継した法人は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を記載した同条の登録の申請書を市長に提出しなければならない。
- 5 第 10 条第 2 項（信用事業者が申請する場合を除く。）、第 11 条及び第 12 条の規定は、第 1 項本文及び前項の規定による申請について準用する。

【野洲市くらし支えあい条例施行規則】

（登録事業者の軽微な変更）

- 第 12 条 条例第 14 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、法人の役員の氏名又は役職の変更とする。

趣 旨

第 14 条は、申請書の記載事項に変更が生じた場合や登録に係る事業の承継があつた場合に必要な手続について規定しています。

以下では、（１）第 14 条の概要、（２）①変更登録の申請の手続について、（３）②軽微な変更の届出の手続について、（４）③事業の承継に伴う登録の申請の手続について、（５）申請及び届出後の手続についての順に変更の登録等について記述します。

解 説

（１）第 14 条の概要

第 14 条で規定されている手続は、①変更登録の申請、②軽微な変更の届出、③事業の承継に伴う登録の申請の３種類です。①と②は、登録事業者の申請書記載事項に変更が生じた場合に必要な手続です。変更のあつた事項によって、①変更登録の申請か②軽微な変更の届出に分かれます。③は、登録事業の譲渡や相続など登録に係る事業の承継があつた場合に必要な手続です。

また、この３種類の手続は、一般事業者と信用事業者によってその内容が異なります。違いについては、次の表を参照してください。

〈第 14 条で必要となる手続の比較表〉

事業者別	申請等の種類	申請又は届出の必要な場面	申請又は届出が必要な事項	必要な提出書類
一般事業者	① 変更登録の申請	申請書記載事項に変更があったとき（軽微な変更を除く。）	商号、名称、氏名、 <u>法人の代表者</u> 、主たる事務所の所在地・連絡先、市の区域内にある事務所の所在地・連絡先、販売し、又は有償により提供している主な商品等、 <u>法人の役員</u> のうち変更のあったもの	・訪問販売事業者 変更登録申請書（様式第6号） ・誓約書（様式 第2号）
	② 軽微な変更の届出	申請書記載事項に軽微な変更があったとき	法人の役員の氏名、住所、役所のうち変更のあったもの	・訪問販売事業者の軽微な変更に係る届出書（様式第7号）
	③ 事業の承継に伴う登録の申請	第9条の登録に係る事業の譲渡、相続、合併又は分割（当該事業を承継させるものに限る。）があったとき	事業者の承継があった旨及び承継後の商号、名称、氏名、 <u>法人の代表者</u> 、主たる事務所の所在地・連絡先、市の区域内にある事務所の所在地・連絡先並びに販売し、又は有償により提供している主な商品等、 <u>法人の役員</u>	・事業の承継に伴う登録申請書（様式第8号） ・誓約書（様式 第2号） ・事実を証する書面
信用事業者	① 変更登録の申請	申請書記載事項に変更があったとき（軽微な変更を除く。）	商号、名称、氏名、 <u>法人の代表者の氏名</u> 、主たる事務所の所在地・連絡先、市の区域内にある事務所の所在地・連絡先、販売し、又は有償により提供している主な商品等のうち変更のあったもの	・訪問販売事業者 変更登録申請書（様式第6号） * 誓約書（様式第2号）は不要。
	③ 事業の承継に伴う登録の申請	第9条の登録に係る事業の譲渡、相続、合併又は分割（当該事業を承継させるものに限る。）があったとき	事業者の承継があった旨及び承継後の商号、名称、氏名、 <u>法人の代表者の氏名</u> 、主たる事務所の所在地・連絡先、市の区域内にある事務所の所在地・連絡先並びに販売し、又は有償により提供している主な商品等	・事業の承継に伴う登録申請書（様式第8号） ・事実を証する書面 * 誓約書（様式第2号）は不要。

※1 申請又は届出が必要な事項について、一般事業者と信用事業者で異なる部分には下線を引いています。

※2 信用事業者については、法人の役員の氏名、性別及び生年月日（代表者については性別及び生年月日）の申請が不要となるため、軽微な変更はありません（個人事業主についても信用事業者であれば同様です。）。

(2) ①変更登録の申請の手続について

条例第 14 条第 1 項では、登録事業者の申請書の記載事項に変更が生じた場合（ただし、軽微な変更は除きます。軽微な変更については、次の（3）を参照してください。）に、①変更登録の申請や②軽微な変更に関する届出が必要であることを規定しています。

なお、一般事業者（信用事業者ではない事業者を言います。詳細については 19 ページを参照してください。）と信用事業者で申請書の記載事項が異なることから、変更登録の必要となる事項は、一般事業者と信用事業者で異なります。そこで、先に一般事業者の変更登録及び軽微な変更の届出について説明した後に、信用事業者の変更登録及び軽微な変更の届出について説明を行います。

ア 一般事業者について

申請書の記載事項に変更が生じた場合、一般事業者は、遅滞なく、①変更登録の申請が必要となります。申請書記載事項に変更が生じたときとは、次の事項に変更が生じた場合のことです。

- (Ⅰ)商号 (Ⅱ)名称 (Ⅲ)氏名 (Ⅳ)法人の代表者 (Ⅴ)主たる事務所の所在地・連絡先
(Ⅵ)市の区域内にある事務所の所在地・連絡先
(Ⅶ)販売し、又は有償により提供している主な商品等 (Ⅷ)法人の役員

なお、(Ⅷ)法人の役員に変更が生じたときとは、役員の交代だけでなく、役員の増加や減少を伴うものも含まれます。

①変更登録の申請は、[訪問販売事業者変更登録申請書（様式第6号）](#)と[誓約書（様式第2号）](#)を市長に提出して行います。提出先などについては 26 ページを参照してください。

登録の申請書 3 枚目

(3) 商号、名称又は氏名及び主たる事務所等	
フリガナ	
商号・名称	
フリガナ	
氏名 (法人にあっては代表者の氏名)	
法人番号	
販売し、又は有償により提供している主な商品等	項 名
	分 類
主たる事務所	電話番号 所在地 〒 -
(4) 市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び電話番号	
市の区域内にある事務所等①	事務所等名 所在地 電話番号
市の区域内にある事務所等②	事務所等名 所在地 電話番号
市の区域内にある事務所等③	事務所等名 所在地 電話番号
市の区域内にある事務所等④	事務所等名 所在地 電話番号
市の区域内にある事務所等⑤	事務所等名 所在地 電話番号

登録の申請書 4 枚目

※ (2) のアからセまでのいずれかに該当する信用事業者は、以下の記載は不要です。

(5) 法人の役員の氏名、役職、生年月日及び性別
※個人事業主の場合は、「代表者」欄に記載してください。

代	フリガナ	氏 名	役 職
表			
者	生年月日/年齢		性 別
1	フリガナ	氏 名	役 職
目	生年月日/年齢		性 別
2	フリガナ	氏 名	役 職
人	生年月日/年齢		性 別
3	フリガナ	氏 名	役 職
目	生年月日/年齢		性 別
4	フリガナ	氏 名	役 職
人	生年月日/年齢		性 別
5	フリガナ	氏 名	役 職
目	生年月日/年齢		性 別
6	フリガナ	氏 名	役 職
人	生年月日/年齢		性 別

一般事業者は登録の申請書（様式第 1 号）の 3 枚目と 4 枚目の記載事項に変更が生じた場合には変更登録の申請又は軽微な変更の届出が必要となります。

<記載見本（全ての事業者共通）：訪問販売事業者変更登録申請書>

様式第6号（第5条関係）

訪問販売事業者変更登録申請書

平成30年10月1日

野洲市長 様

商 号
申請者 名称又は 株式会社びわ湖
氏 名
法人にあっては代表者の氏名 代表取締役 びわ湖太郎

湖 社 株
之 印 式
印 わ 会

野洲市くらし支えあい条例第14条第1項本文の規定により変更の登録を申請します。

変更事由の発生年月日
を記載してください。

登 録 番 号	H0000 (△)	変 更 年 月 日	平成30年9月29日
変 更 事 項			
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	
	変更事項及び変更内容については、変更があった内容により記載方法が変わるため、野洲市消費生活センターに問い合わせてください。		
※ 確 認 欄			

注1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。

2 「※確認欄」には記入しないでください。

イ 信用事業者について

登録を受けている信用事業者の申請書記載事項に変更が生じた場合、信用事業者は、遅滞なく、①変更登録の申請が必要となります。信用事業者の①変更登録の申請は、[訪問販売事業者変更登録申請書（様式第6号）](#)を市長に提出して行います。誓約書の提出は不要です。提出先などについては26ページを参照してください。

信用事業者の申請書記載事項に変更が生じたときとは、次の事項に変更が生じた場合のことです。

- (Ⅰ)商号 (Ⅱ)名称 (Ⅲ)氏名 (Ⅳ)法人の代表者の氏名 (Ⅴ)主たる事務所の所在地・連絡先
(Ⅵ)市の区域内にある事務所の所在地・連絡先
(Ⅶ)販売し、又は有償により提供している主な商品等

申請書 3 枚目

(3) 商号、名称又は氏名及び主たる事務所等			
フ	リ	ガ	ナ
商 号 ・ 名 称			
フ	リ	ガ	ナ
氏 名 (法人にあっては代表者の氏名)			
法 人 番 号			
		項 名	分 類
販売し、又は有償により提供している主な商品等			
主 たる 事 務 所	電 話 番 号	所 在 地 〒 -	
(4) 市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び電話番号			
市の区域内にある事務所等①	事務所等名	電 話 番 号	所 在 地
市の区域内にある事務所等②	事務所等名	電 話 番 号	所 在 地
市の区域内にある事務所等③	事務所等名	電 話 番 号	所 在 地
市の区域内にある事務所等④	事務所等名	電 話 番 号	所 在 地
市の区域内にある事務所等⑤	事務所等名	電 話 番 号	所 在 地

申請書 4 枚目

※ (2) のアからセまでのいずれかに該当する信用事業者は、以下の記載は不要です。

(5) 法人の役員の名、役職、生年月日及び性別
※個人事業主の場合は、「代表者」欄に記載してください。

代	フ	リ	ガ	ナ	役 職
表	氏 名				
者	生 年 月 日 / 年 齢				性 別
1	フ	リ	ガ	ナ	役 職
人	氏 名				
目	生 年 月 日 / 年 齢				性 別
2	フ	リ	ガ	ナ	役 職
人	氏 名				
目	生 年 月 日 / 年 齢				性 別
3	フ	リ	ガ	ナ	役 職
人	氏 名				
目	生 年 月 日 / 年 齢				性 別
4	フ	リ	ガ	ナ	役 職
人	氏 名				
目	生 年 月 日 / 年 齢				性 別
5	フ	リ	ガ	ナ	役 職
人	氏 名				
目	生 年 月 日 / 年 齢				性 別
6	フ	リ	ガ	ナ	役 職
人	氏 名				
目	生 年 月 日 / 年 齢				性 別

信用事業者は登録の申請書（様式第1号）の3枚目の(3)及び(4)の記載事項に変更が生じた場合には、変更登録の申請が必要となります。

(3) ②軽微な変更の届出の手続について

申請書の記載事項のうち次の事項に変更が生じた場合には、一般事業者は 30 日以内に、②軽微な変更の届出の提出が必要になります。

- (Ⅰ) 法人の役員の氏名

(Ⅱ) 法人の役員の役職

②軽微な変更の届出は、訪問販売事業者の軽微な変更に係る届出書（様式第7号）を市長に提出して行います。

なお、信用事業者については役員情報の提出が不要であるため、②軽微な変更の届出はありません。

(4) ③事業の承継に伴う登録の申請の手続について

ア 事業を承継した事業者が一般事業者である場合

登録に係る事業の譲渡、相続、合併又は分割があった場合は、下の区分に従い、遅滞なく、③事業の承継に伴う登録の申請を行う必要があります。事業を承継した者が一般事業者であるときは、承継の事実を証する書面を添えて事業の承継に伴う登録申請書（様式第8号）と誓約書（様式第2号）を提出してください。

なお、承継前の事業者が信用事業者であっても、承継後の事業者が信用事業者に該当しない場合には、一般事業者としての申請が必要となります。

〈第14条第4項の申請者の一覧表〉

承継の事由		申請者
登録事業の譲渡		譲受人
登録事業の相続		相続人
合併	吸収合併	合併後存続する法人
	新設合併	合併により設立された法人
分割（登録事業を承継させるものに限る。）		分割により事業を承継した法人

イ 事業を承継した事業者が信用事業者である場合

登録に係る事業の譲渡、相続、合併又は分割があった場合で、事業を承継した者が信用事業者であるときは、遅滞なく、承継の事実を証する書面を添えて事業の承継に伴う登録申請書（様式第8号）を提出してください。承継後の事業者が信用事業者であるときは、誓約書の提出は不要です。申請者の区分については、前の表を参照してください。

また、承継前の事業者が一般事業者であっても、承継後の事業者が信用事業者に該当するときは、信用事業者として申請することができます。

ウ 事業の承継に伴う登録申請書の記載方法について

以下では、株式会社野洲屋と株式会社中主屋（どちらの野洲市の登録有り。）が合併し、株式会社近江屋が新設合併設立会社として誕生した例を用い、事業の承継に伴う登録申請書の記載方法を例示します。なお、事業の承継に伴う登録申請書の2枚目以降は、訪問販売登録・登録の更新申請

書と記載方法は同じです。7ページ以下の記載例（一般事業者である個人事業主については8ページ、一般事業者である法人については14ページ、信用事業者については19ページ）を参照してください。会社や役員情報については、譲受人、相続人、合併後存続する法人等申請者となる者の情報を記載してください。

<記載見本（全ての事業者共通）：事業の承継に伴う登録申請書1枚目>

様式第8号（第5条関係）

事業の承継に伴う登録申請書

平成29年5月5日

野洲市長 様

商 号
申請者 名称又は氏 名 株式会社近江屋

法人にあつては代表者の氏名 代表取締役 中主 太郎

株 式 会 社
近 江 屋
之 通 印

(1) 申請内容等	
申請者は、次の者から事業を承継したため、野洲市くらし支えあい条例第14条第4項の規定により登録を申請します。	
承継前の登録事業者の 商号、名称又は氏名	①株式会社野洲屋 ②株式会社中主屋
承継前の登録事業者の 登録番号	①H〇〇〇〇 (△) ②H×××× (□)
承 継 の 原 因	☐ 事業の譲渡 ☐ 事業の相続 ☒ 合併 ☐ 分割（当該事業を承継させるものに限る。）

承継前の登録事業者が1社だけである場合には、その事業者のみを記載してください。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

(5) 申請及び届出後の手続について

ア ①変更登録の申請及び③事業の承継に伴う登録の申請後の手続について

①変更登録の申請及び③事業の承継に伴う登録の申請が事業者から行われた場合には、市長は、申請者が登録拒否の要件に当たらないかを審査します。

登録の拒否の要件に当たらない場合には、市長は、変更登録又は登録を行うとともに、変更登録又は登録を行った旨を申請者に通知します。通知は、[訪問販売事業者登録・登録の更新・変更登録通知書（様式第3号）](#)にて行います。

一方、登録拒否の要件に該当すると思料するときは、市長は、申請者に対し、登録の拒否を予定している旨と弁明及び有利な証拠の提出機会を付与する旨の通知を行い、弁明等の機会を付与します。通知は[訪問販売事業者の登録・登録の更新・変更登録の拒否に係る弁明等通知書（様式第4号）](#)にて行います。

弁明等の機会の付与の結果、登録の拒否の要件に該当すると判断した場合は、市長は、変更登録又は登録を拒否する処分を行い、その旨を通知します。通知は、[訪問販売事業者登録・登録の更新・変更登録拒否通知書（様式第5号）](#)にて行います。

イ ②軽微な変更の届出後の手続について

登録事業者から軽微な変更の届出の提出がされた場合、市長は、届出の内容を訪問販売事業者登録簿に記載します。届出については、申請と異なり審査は行いません。

8. 登録の取消しについて（条例第 15 条）

（登録の取消し）

第 15 条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の登録を取り消すことができる。

- （1）不正の手段により第 9 条の登録（第 13 条第 1 項の登録の更新を含む。）を受けたとき。
- （2）第 12 条第 1 項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当することとなったとき。
- （3）前条第 1 項本文又は第 4 項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
- （4）第 17 条第 2 項の規定に違反したとき。
- （5）第 22 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の処分（同条第 2 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により当該処分をした旨の通知があったものに限る。）を受けたとき。

2 第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

3 第 13 条第 5 項の規定は、第 1 項の規定により登録を取り消した場合について準用する。

趣 旨

第 15 条は、登録事業者の登録の取消しについての規定です。第 1 項で登録の取消し要件を規定し、第 2 項で登録の取消しの手続、第 3 項で登録の取消し後の手続を規定しています。

解 説

不正の手段により登録を受けたときなど、登録の取消しの要件に当たるときは、市長は登録事業者の登録を取り消すことができます。以下では、登録の取消しの要件やその手続等について解説をします。

（1）登録の取消しの要件について

第 15 条第 1 項各号で規定されている登録取消しの要件は、次のとおりです。

- ① 不正の手段により、登録や登録の更新を受けたとき（第 1 号）
- ② 登録事業者が第 12 条第 1 項第 3 号から第 6 号のいずれかに該当することとなったとき（第 2 号）
- ③ 変更登録が必要であるにもかかわらず、変更登録の申請をせず、又は虚偽の変更登録の申請をしたとき（第 3 号）
- ④ 訪問販売に係る契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、契約の締結について勧誘をしたとき（第 4 号）
- ⑤ 条例第 22 条に基づく処分通知を受けたとき（第 5 号）

以上のいずれかの要件に該当する場合、市長は登録を取り消すことができます。

登録が取り消されると、訪問販売事業者登録簿から登録が消除されるとともに、その旨が公表されます。登録が取り消されることで、事業者は野洲市内で訪問販売を行うことができなくなると同時に（第 9 条）、取消しの日から 2 年間は登録を受けることができなくなります（第 12 条第 1 項第 1 号）。

ア 事業者に改善を促す場合について

登録取消しの要件によっては、すぐに登録の取消しを行わず、登録事業者に改善を促し、改善されない場合に限って登録を取り消すものがあります。例えば、③のうち、変更登録が必要であるにもかかわらず、これがされていない場合には、登録事業者に対し、まずは、変更登録の申請を行うように促します。

また、④についても、違反が発見されれば、まずは、口頭による注意を行います。これにもかかわらず再度違反が行われた場合には、文書による指導を行います。文書による指導を無視して更なる違反が行われた場合には、登録取消しの手続きを行います。

イ ⑤条例第 22 条に基づく処分通知を受けたとき（第 5 号）について

（A）条例第 22 条について

条例第 22 条では、市長は、事業者が法その他の関係法律の規定に違反し、是正のための処分等がされていないと考えているときは、当該処分をする権限を有する行政庁等に対し、処分等を求めるものです。例えば、事業者が景品表示法に違反する事実があり、是正のための処分がされていないと考えるときは、市長は、市民に代わり、当該処分をする権限を持つ行政庁に処分をすることを求めるというものです。

（B）条例第 15 条第 1 項第 5 号について

そして、上記条例第 22 条の対象が登録事業者である場合で、処分をする権限を持つ行政庁から、処分を行うという通知があったときには、その通知をもとに、登録の取消しの手続きを行います。なお、取消しの対象となる処分とは、主に業務停止命令の場合とします。

（2）登録の取消しの手続について

市長は、登録事業者が登録取消要件に該当すると思料するときは、登録の取消しを予定している旨と弁明及び有利な証拠の提出の機会を付与する旨の通知を[訪問販売事業者の登録の取消しに係る弁明等通知書（様式第 9 号）](#)にて行います。登録事業者は、通知書記載の期限までに、弁明書と有利な証拠を提出してください。

弁明及び有利な証拠の提出機会の付与に関する手続の終了後、登録の取消しの要件に該当すると判断したときは、市長は、申請者に対し、[訪問販売事業者登録取消通知書（様式第 10 号）](#)を送付します。

また、市長は、訪問販売事業者登録簿から、登録を消除し、公表します。

9. 廃業等の届出について（条例第 16 条）

（廃業等の届出）

第 16 条 登録事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第 14 条第 4 項の規定による申請があった場合を除く。）においては、当該各号に定める者は、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 第 9 条の登録に係る事業を廃止した場合（市の区域内においてのみ当該事業を廃止した場合を含む。） 登録事業者であった個人又は登録事業者であった法人を代表する役員

2 登録事業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、登録事業者の登録は、その効力を失う。

3 第 13 条第 5 項の規定は、前項の規定により登録の効力を失った場合について準用する。

趣 旨

第 16 条では、事業者が廃業等により、野洲市内で訪問販売を継続しない場合に、これを届出することを義務付けるものです。

解 説

登録事業者は、廃業等の事由により、野洲市内で訪問販売を継続しない場合には、その事由の発生から 30 日以内に、市長に対し、廃業等の届出を行うことが必要となります。届出は、[訪問販売事業者廃業等届出書（様式第 11 号）](#)を提出することで行います。ただし、第 14 条第 4 項の規定による事業の承継に伴う登録の申請を行っている場合には、廃業等の届出は不要です。届出を行う必要のある者は次の表を参照してください。

また、登録事業者が条例第 16 条第 1 項各号の廃業等の事由に該当することとなったときは、登録はその効力を失い、市長は、訪問販売事業者登録簿の登録の消除とその公表を行います。

〈廃業等の届出者の一覧表〉

廃業等の事由	届出者
登録事業者が死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
登録に係る事業を廃止した場合（市の区域内においてのみ当該事業を廃止した場合を含む。）	登録事業者であった個人又は登録事業者であった法人を代表する役員

以下では、株式会社近江富士に破産手続開始決定がなされたことで、会社が解散した場合を例に廃業等の届出書の記載例を示します。

<記載見本：訪問販売事業者廃業等届出書>

様式第 11 号（第 7 条関係）

訪問販売事業者廃業等届出書

平成 30 年 10 月 1 日

野洲市長 様

商 号
届出者 名称又は氏 名 弁護士 大篠原太郎

法人にあっては代表者の氏名

弁 護 士
大 篠 原
太 郎 之 印

野洲市くらし支えあい条例第 16 条第 1 項の規定により廃業等の届出をします。

登 録 番 号	H〇〇〇〇 (△)	廃 業 等 年 月 日	平成 30 年 9 月 15 日
商 号 又 は 名 称	株式会社近江富士		
氏 名 (法人にあっては代表者の氏名)	近江 花子		
廃業等の理由及び届出者の属性	☐ 死亡した場合	その相続人	
	☐ 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者	
	☒ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人	
	☐ 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人	
	☐ その登録に係る事業を廃止した場合 (市の区域内においてのみ当該事業を廃止した場合を含む。)	登録事業者であった個人又は登録事業者であった法人を代表する役員	
届出者の住所又は所在地	滋賀県野洲市大篠原××××		
届 出 者 の 連 絡 先	077-△△△-××××		
※ 確 認 欄			

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。
2 「※確認欄」には記入しないでください。

10. 訪問販売の制限等について（条例第 17 条）

（訪問販売の制限等）

第 17 条 登録事業者は、訪問販売を行おうとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認しなければならない。

2 登録事業者は、訪問販売に係る契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該契約の締結について勧誘をしてはならない。

3 市長は、事業者が第9条又は前項の規定に違反していると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ同項の事業者はその旨を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

5 市長は、登録事業者に対し、消費者との紛争を防止するために必要な情報を提供するものとする。

趣 旨

高齢社会においては、高齢者などのニーズに即した多様な販売形態が求められます。そして、訪問販売は、高齢者などに商品等の情報を戸別に届けることができる仕組みとしてメリットがあり、今後ニーズが高まると思われます。その一方で、営業所ではない場所で勧誘が行われるため店舗という取引上の信頼の基礎が欠ける取引であり、また飛び込み訪問などの場合には不意打ち性を有する販売形態です。また、販売員の勧誘がいったん始まると、明確に断ることが困難である場合が多く、営業所での販売と異なり個人の家庭など密室性がある場所での勧誘となるため行き過ぎた勧誘になりやすいという特性もあります。

そこで、本条では、登録事業者が、勧誘の開始前に消費者に対し勧誘を受ける意思の有無について確認することを第 17 条第 1 項で義務付けました。あわせて、同条第 2 項は、契約を締結しないという意思を表示した消費者に対して、事業者が勧誘を禁止することを規定しました。

解 説

（1）条例第 17 条第 1 項について

条例第 17 条第 1 項は、事業者に対して、訪問販売の勧誘を行う前に消費者の「勧誘を受ける意思があること」を確認するように義務付けています。

事業者は、勧誘前に「〇〇の販売についてお話を聞いてもらえますか？」と勧誘を受ける意思を確認してください。消費者が「はい、いいですよ。」などと勧誘を受ける意思があることを明示した場合には、事業者は第 1 項の義務を果たしたことになります。続けて勧誘を始めることができます。

「時間がないので結構です。」と言われた場合には、勧誘を受ける意思がないので、勧誘を始めることができません。

ア 「勧誘を受ける意思」とは

「勧誘を受ける意思」とは、事業者からの質問に対する消費者からの明示的な承諾の意思表示をいいます。例えば、事業者から「〇〇という商品についてお話を聞いていただけませんか。」という質問に対する消費者からの「いいですよ。」という返事などです。事業者からの質問に対して消費者が無言である場合は、事業者は消費者の勧誘を受ける意思を確認したとはいえません。事業者からの質問に対して拒否する意思を表示した場合も同様です。

また、例えば、単に、「だいじょうぶです。」などの質問の仕方によっては承諾とも拒否とも考えられ、消費者の意思が分からないときは、事業者は再度質問をして消費者の意思を明確にする必要があります。

イ 勧誘を受ける意思の確認方法

事業者が、消費者に対して意思の確認を行う際には、商品等についての販売又は有償による提供の勧誘であることを明示的に伝えることが必要となります。例えば、「当社が販売する〇〇という商品についてお話を聞いていただけませんか。」や「新たに始まった当社のサービスについてお話をするお時間をいただけますか。」などです。

一方、「無料の点検に来ました。」や「近所で工事をしているのでそのご挨拶です。」など販売目的を隠すような表現を用いて訪問についての承諾を得たとしても、勧誘を受ける意思を確認したとはいえません。

○訪問販売お断りステッカーの意味

野洲市では、高齢者や障がい者など訪問販売を口頭で断ることが難しい方にご活用いただくため、訪問販売お断りステッカーを作成しました。

このステッカーには、「勧誘を受けません」、「契約しません」と書かれています。このようなステッカー（これと類似の野洲市以外の者が作成したものを含む。）を掲示している市民は、事業者に対して訪問販売を受け付けない旨の意思を示していると推定されます。

よって、事業者は、訪問した家庭の玄関先などでステッカーを見かけたときは、勧誘を受ける意思も契約を締結する意思もないと理解し、勧誘を差し控えてください。



例：平成 28 年度作成ステッカー

（２）条例第 17 条第 2 項について

条例第 17 条第 2 項は、消費者が訪問販売についての契約を締結しないという意思表示をした場合には、勧誘を行ってはならないことを規定します。例えば、事業者が、消費者の勧誘を受ける意思を確認し、勧誘を始めた後に、消費者から「やっぱりいりません」と言われた場合には、事業者は勧誘を継続することができなくなります。消費者から契約を締結しない旨の意思の表示を受けた場合には、後日に再度訪問して勧誘することもできません。

また、勧誘を受ける意思がないことを明示した人は、契約を締結しない旨の意思を表示したことになるため、勧誘を行うことはできません。なぜなら、勧誘を受けずして契約の締結に至ることはないからです。

したがって、事業者が引き続き勧誘を受ける意思の確認を行ったときに、消費者が勧誘を受けない意思を表示した場合には、勧誘を行うことも、契約をすることもできないこととなります。

なお、保険会社 X の代理店 A が消費者 B を訪問した際に、B が契約を締結しない旨の意思表示を行った後に、保険会社 X の代理店 C（代理店 A とは別法人）が事情を知らず B 宅を訪問し、勧誘をおこなっても、条例第 17 条第 2 項には違反しません。代理店 C は代理店 A とは別法人であり保険会社 X に対して代理店間での営業情報の共有を求めることは相当ではなく、代理店 C は、B が代理店 A に対してした意思表示を知りえる立場ではないためです。

（３）第 17 条第 2 項違反についての公表の手続

第 17 条第 3 項では、事業者が第 9 条又は第 17 条第 2 項に違反したときは、市長はその旨を公表することができることを規定しています。

第 9 条違反は、事業者が無登録で訪問販売を行ったこと、第 17 条第 2 項違反は、消費者が訪問販売についての契約を締結しない旨の意思表示をしたにもかかわらず、事業者が勧誘を継続したことです。

これらの違反があった場合には、まず、市が事実の確認を行い、口頭の注意を行います。再度、これらの違反があった場合には、書面による注意を行います。これらの注意があるにもかかわらず、事業者が違反を行った場合には、事業者に弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与の通知を**事業者名等の公表に係る弁明等通知書（様式第 12 号）**にて行います。

弁明等の結果、事業者が第 9 条又は第 17 条第 2 項に違反すると判断したときは、市長は、その旨の公表を行います。

（４）第 17 条第 5 項について

「はじめに」にも記載したとおり、条例では「三方よし」をコンセプトとしています。

この三方よしを推進するため、登録事業者に対し、消費者トラブルを防止するために必要な情報を提供していきます。詳細については、市のホームページ等で案内をします。

11. 経過措置について

(経過措置)

2 事業者は、この条例の施行の日から1年間（当該期間内に第12条第1項の規定による登録の拒否の処分又は第15条第1項の規定による取消しがあったときは、当該処分又は当該取消しがあった日までの間）は、第9条の規定にかかわらず、訪問販売を行うことができる。事業者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

解 説

この条例は平成28年10月1日に施行された後、1年間の経過措置があります。この経過措置の期間は登録がなくても、訪問販売を行うことができます。完全施行となる平成29年10月1日以降も野洲市内で訪問販売を行おうとする事業者は、この経過措置期間に登録を申請してください。

また、詳細については下の図を参照してください。

(1) 経過措置期間内に事業者が登録の申請を行い、その期間の経過後に登録又は登録の拒否の処分があったとき

経過措置期間内に事業者が登録の申請を行ったときは、期間経過後から登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も無登録で訪問販売を行うことができます。

例えば、平成29年9月30日に事業者が申請を行い、同年10月10日に登録又は登録の拒否の処分がなされた場合には、同月1日から同月9日までの間は、無登録でも訪問販売を行うことができます。

同月10日に登録がなされた場合には、事業者は引き続き訪問販売を行うことができますが、同日に登録の拒否処分がなされた場合には、事業者は同日以降、訪問販売を行うことはできません。

(2) 経過措置期間内に事業者が登録の申請を行い、その期間内に登録の拒否の処分があったとき

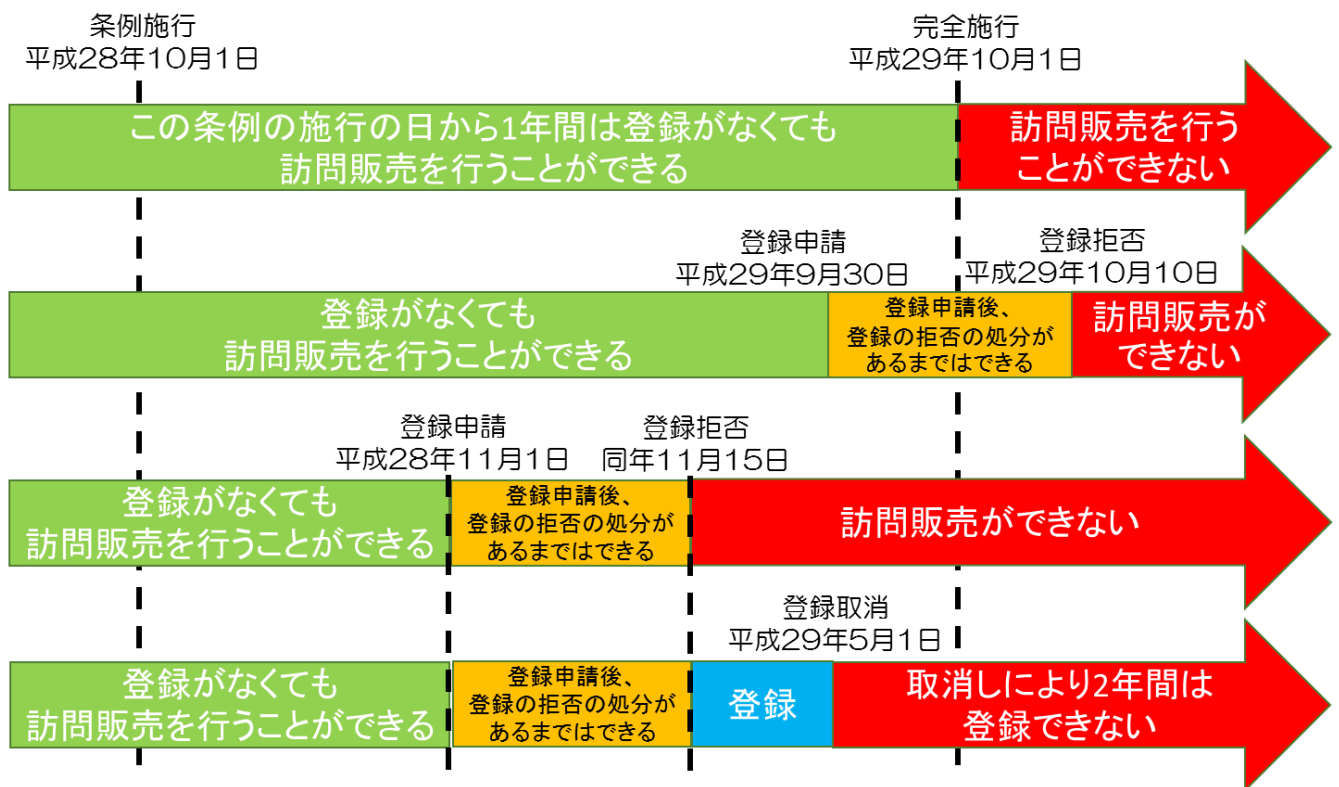
経過措置期間内に事業者が登録の申請を行い、その期間内に登録の拒否の処分があったときは、事業者は、経過措置の期間内である平成29年10月1日以前であっても、訪問販売を行うことができなくなります。

例えば、平成28年11月1日に登録の申請を行い、同月15日に登録の拒否の処分がなされた場合、経過措置期間内であっても、同日から事業者は訪問販売を行うことができなくなります。

(3) 経過措置期間内に事業者が登録の申請を行い、登録された後にその期間内に登録の取消しがあったとき

経過措置期間内に事業者が登録の申請を行い、一度登録された後に経過措置期間内に登録の取消しがなされた場合、事業者は経過措置期間内であっても、訪問販売を行うことができなくなります。

例えば、平成28年11月1日に事業者が登録の申請を行い、同月15日に登録がなされた後、平成29年5月1日に登録の取消しがなされたときは、事業者は経過措置期間内であっても、同日から訪問販売を行うことができなくなります。



(参考：様式集)

・別記様式	訪問販売事業者登録簿
・別表	販売し、又は有償により提供している主な商品等の一覧表
・様式第 1 号	訪問販売事業者登録・登録の更新申請書
・様式第 2 号	誓約書
・様式第 3 号	訪問販売事業者登録・登録の更新・変更登録通知書
・様式第 4 号	訪問販売事業者の登録・登録の更新・変更登録の拒否に係る弁明等通知書
・様式第 5 号	訪問販売事業者登録・登録の更新・変更登録拒否通知書
・様式第 6 号	訪問販売事業者変更登録申請書
・様式第 7 号	訪問販売事業者の軽微な変更に係る届出書
・様式第 8 号	事業の承継に伴う登録申請書
・様式第 9 号	訪問販売事業者の登録の取消しに係る弁明等通知書
・様式第 10 号	訪問販売事業者登録取消通知書
・様式第 11 号	訪問販売事業者廃業等届出書
・様式第 12 号	事業者名等の公表に係る弁明等通知書

訪問販売事業者登録簿

(1) 登録番号及び登録年月日				
登 録 番 号				
初回登録年月日		最新登録年月日	種 別	年 月 日
登 録 履 歴				

注 新規：新規登録 変更：変更登録 更新：更新登録 消除：登録消除

(2) 野洲市くらし支えあい条例第 10 条第 3 項の信用事業者の該当の有無

(3) 商号、名称又は氏名及び主たる事務所等			
フリガナ			
商号・名称			
フリガナ			
氏名 (法人にあつては代表者の氏名)			
法人番号			
販売し、又は有償により提供している主な商品等		項 名	分 類
主たる 事務所	電話番号		
	所在地	〒 -	

(4) 市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び電話番号				
市の区域内 にある事務 所等①	事務所等名		電話番号	
	所在地			
市の区域内 にある事務 所等②	事務所等名		電話番号	
	所在地			
市の区域内 にある事務 所等③	事務所等名		電話番号	
	所在地			
市の区域内 にある事務 所等④	事務所等名		電話番号	
	所在地			
市の区域内 にある事務 所等⑤	事務所等名		電話番号	
	所在地			

(5) 法人の役員の氏名、役職、生年月日及び性別 ※個人事業主の場合は、「代表者」欄に記載しています。					
代 表 者	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
1 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
2 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
3 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
4 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
5 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
6 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
7 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	

別表（第2条関係）

項名	分類	具体例
1	食料品	穀類（米、パン類、麺類、餅、粉類、麦、雑穀等）、魚介類（鮮魚、貝類、塩干魚介、魚肉練製品等）、肉類（生鮮肉、加工肉等）、乳製品（牛乳、卵類、育児用粉ミルク、ヨーグルト、チーズ等）、卵類（鶏卵等）、野菜・海草（野菜、海草、大豆加工品等）、油脂・調味料（油脂、食塩、しょうゆ、味噌、砂糖、食酢、ジャム、ピーナッツバター、蜂蜜等）、果物（果物、果物加工品等）、菓子類（まんじゅう、ケーキ、スナック菓子、あめ、アイスクリーム、氷菓等）、調理食品（弁当、調理パン、フライ類、冷凍調理食品、レトルト調理食品、ベビーフード、調理食品缶・びん詰等）、食料品その他
2	飲料、酒類	緑茶、中国茶、紅茶、コーヒー、炭酸飲料、果実飲料、乳酸菌飲料、乳飲料、豆乳飲料、野菜飲料、ミネラルウォーター、他の飲料、清酒、焼酎、ビール、ワイン、他の酒類
3	健康食品	クロレラ、ローヤルゼリー、プルーン、プロテイン、カルシウム剤、酵母食品、酵素食品、ビタミン剤、花粉食品、プロポリス、ニンニク食品、きのこ粉末、海藻食品、キチンキトサン、他の健康食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品を除く。1食料品又は2飲料・酒類へ。）
4	システムキッチン等	キッチンセット、システムキッチン、流し台、調理台、ガス台、ガスキャビネット等
5	食器、台所用品	食器（食器セット、茶碗、湯呑み茶碗、皿、紙皿、鉢、おわん、どんぶり、箸、割り箸、スプーン、れんげ、ナイフ、フォーク、コップ、ウイスキーグラス、カップ、酒器、とっくり、おちょこ、弁当箱等）、食卓用品（急須、重箱、紅茶ポット、おぼん、トレイ、調味料入れ、おひつ、茶筒、ストロー、つまようじ、コースター、茶たぐ、箸置き、ランチョンマット、箸箱、茶こし、茶びつ、一人膳、箱膳等）、屋外食生活器具（携帯水筒等）、保温・保冷容器、鍋・釜類（鍋、圧力鍋、フライパン等）、ロースター類、湯沸かし類（やかん、鉄びん、コーヒーサイフォン、パーコレーター等）、調理器具（包丁、ペティナイフ、セラミック包丁等）、台所消耗品（換気フィルター、油こし紙、コーヒーろ紙、ポリ袋、フリージング用ビニール袋、食品テスト紙、調理用シート、ふきん、食器用ふきん、ナプキン、紙ナプキン、キッチンペーパー、懐紙、ガスマット、油はね防止用板、アルミホイル、ラップフィルム、たわし、食器洗い用スポンジ、ナイロンたわし、食器洗いタオル等）、他の台所用品（鍋敷き、台所ミトン、料理用温度計、炭酸水製造機、塩分テスト器、食器棚シート、まな板等）
6	浄水器	浄水器（蛇口タイプ、据置タイプ、シンクの下に取り付けるタイプ）、カートリッジ、磁気活水装置等
7	洗濯物干し用品	物干しざお、他の物干し用品
8	裁縫用具（ミシン等）、生地・糸類	ミシン（足踏みミシン、電動ミシン、コンピュータミシン、ロック専用ミシン、ミシンケース等）、他の裁縫機器（くみひも機、毛糸巻き器、編み機、コンピュータ編み機、織り機等）、裁縫用品（裁縫台、へら台、くけ台、型紙、裁ちばさみ、にぎりばさみ、針、縫い針、まち針、ミシン針、ししゅう針、編み棒、かぎ針、刺繍わく、へら、針差し、指貫き、チャコ、人台、裁縫箱等）、生地、縫い糸、編み糸、他の服飾材料等

9	掃除用具、洗浄剤、ゴミ処理器	電動以外の掃除用品（手動掃除機、掃除ローラー、化学雑巾、バケツ、ほうき、はたき、ちりとり、雑巾、使い捨て雑巾等）、洗濯用洗浄剤（洗濯用合成洗剤、柔軟仕上げ剤、衣類漂白剤等）、台所用洗浄剤（台所用合成洗剤、台所用漂白剤等）、トイレ用洗浄剤、風呂用洗浄剤、他の住居用洗浄剤（消臭・芳香剤、かびとり剤等）、空き缶プレス器、スプレー缶穴あけ器、ゴミ焼却器、コンポスト容器、生ゴミ用ポリバケツ、電動生ゴミ処理機等
10	家具、室内装備品	タンス、戸棚類（本箱、書棚、食器戸棚等）、ユニット収納家具、机・テーブル（学習机、食卓等）、椅子類（椅子、ソファ等）、育児家具類（ベビーベッド、幼児用イス、ベビーフェンス等）、こたつ用品、他の家具、カーテン類、敷物類、カバー類、他の室内装備品
11	寝具	ベッド類、布団類（布団、羽毛布団、羊毛布団、マットレス、毛布、敷布、枕等）、他の寝具
12	風呂用具、洗面用具、トイレ用具	風呂用具（すのこ・マット、風呂水浄化・保温装置、循環温浴器、脱衣かご、風呂腰掛け、湯かき棒、手桶、洗い桶等）、洗面用具（洗面器、石鹸入れ、洗面用具ユニット等）、トイレ用具（トイレマット、トイレトーパーホルダー、トイレトーパーホルダーカバー、トイレブラシ、トイレブラシケース、通水カップ、便座カバー、トイレ用脱臭機器等）
13	衣類用雑品	衣類防虫剤、衣類防水加工剤、防水スプレー、衣類静電気防止剤、衣類ハンガー、たとう紙、安全ピン、洋服ブラシ、衣類用接着剤、衣料用乾燥剤、防炎加工剤、毛玉カッター等
14	家庭用工具、住宅補修材料	脚立、電動家庭用工具（電動工具セット、電動丸のこ、電動ドリル、電動かんな、電動グラインダー等）、他の家庭用工具（のみ、かんな、のこぎり、金づち、木づち、くぎ抜き、やっここ、ペンチ、ニッパー、ドライバー、やすり、電気ハンダこて、はしご、住居用はけ等）、住宅用接着剤、ビニールテープ、ガムテープ、充填剤、靴の補強材、塗料、ペンキ、ニス、パッキン、蛇口パッキン、建築金具、ボルト、釘、ちょうつがい、ナット、ネジ、引手、把手等の補修金具等
15	防災・防犯用品、防災・防犯設備	消火器、ガス漏れ警報機、住宅用火災警報器、携帯防犯ブザー、カギ、他の防災用品（担架、ろ水器、監視用カメラ、自家用ナースコール、消火バケツ、消火用水専用ポリ容器、避難用具、家具固定金具、防災ずきん、避難はしご、避難ロープ、防災用ヘルメット、救命胴衣等）、集中防災防犯設備、火災報知設備、防犯警報装置等
16	他の住居用品	表札、玄関ブザー、玄関チャイム、テレビドアフォン、融雪マット、地上設置型融雪機、テーブルタップ、節電器、住居用電気器具等（ヒューズ、差し込みプラグ、ポータブル発電機、電源コード、電気アダプター、電源タイマー、電池充電器、ガス点火ライター等）
17	電気	電気
18	ガス	都市ガス、プロパンガス
19	石油	ガソリン、灯油、軽油、他の石油
20	水	水道水、ミネラルウォーター、水素水、他の水
21	和服	着物類、帯類、和装下着類、他の和服小物
22	子供洋服、子守用被服品等	子供洋服類、乳幼児服、子供下着、乳児下着、他の子供洋服、ママコート、おんぶひも、幼児キャリー、だっこバンド、ベビーカー等
23	紳士下着、婦人下着	紳士下着、補正下着、他の紳士下着、婦人下着、補正下着、ガードル、他の婦人下着

24	紳士服、婦人服	礼服、スーツ、学生服、トレーニングウェア類、コート、上着、セーター、ワイシャツ類、ブラウス類、ズボン、スカート・ワンピース類、靴下、帽子、ネクタイ、マフラー、手袋、他の紳士服、他の婦人服
25	かばん、財布、履物等	学生かばん（ランドセル等）、旅行かばん、スポーツバック、紳士・婦人用バッグ、リュックサック、他のかばん、ベルト、財布、傘、ステッキ、靴、サンダル、スリッパ、履物付属品、他の履物等
26	アクセサリー、貴金属	ネックレス、イヤリング、指輪、ペンダント、ブレスレット、貴金属、他のアクセサリー
27	医薬品	風邪薬、鎮痛剤、皮膚病薬、目薬、胃腸薬、解熱剤、栄養強壮剤、医療ビタミン剤、貼り薬、消毒殺菌剤、漢方薬、配置薬、他の医薬品等
28	家庭用電気治療器具、磁気治療器具	電気マッサージ器、低周波治療器、電位治療器、温熱治療器、イオン整水器、他の家庭用電気治療器具、磁気マットレス、磁気ネックレス、他の磁気治療器具
29	血圧計	血圧計
30	メガネ、コンタクトレンズ、視力回復器	メガネ、コンタクトレンズ、他のメガネ・コンタクトレンズ用品、視力回復器
31	補聴器	補聴器
32	化粧品、化粧用具	化粧品セット、子供用化粧品、基礎化粧品（化粧品、乳液、化粧クリーム、パック、洗顔クリーム等）、メイクアップ化粧品（ファウンデーション、口紅、アイシャドー、アイライナー、マスカラ等）、頭髪用化粧品（シャンプー、ヘアーリンス、ヘアトリートメント、染毛剤、毛髪着色料、養毛剤、パーマネント液等）、他の化粧品（化粧石鹸、制汗・消臭剤、香水・オーデコロン、日焼け止めクリーム、マニキュア、脱毛剤等）、化粧用スポンジ、ハケ、パフ、化粧筆、手鏡、コンパクト、つけまつげ、二重まぶた用器具、アイテープ、つけ爪、アイラッシュカーラー等
33	頭髪用具、ひげそり用具、美顔器、脱毛器	男性用かつら、女性用かつら、他の頭髪用具、かみそり、他のひげそり用具、美顔器、超音波美顔器、脱毛器等
34	歯磨き用品、入れ歯用品	歯ブラシ、他の歯磨き用品（歯磨き粉、液状歯磨き、歯間ブラシ等）、入れ歯用洗浄剤、入れ歯安定剤、入れ歯洗浄器、他の入れ歯用品
35	防虫・殺虫用品	蚊取線香、電気蚊取器、電気蚊取マット、電気蚊取液、エアゾール殺虫剤、くんじょう剤、殺虫塗布剤、殺そ剤、ネズミ駆除剤、超音波防虫器、超音波ネズミ撃退器、超音波モグラ撃退器、ゴキブリ捕獲器等
36	文具、事務用品	事務用紙製品、筆記用具、印鑑、電子文具、シュレッダー、他の文具・事務用品
37	パソコン、パソコン関連用品	デスクトップパソコン、ノートパソコン、モバイル専用端末、他のパソコン（サーバー等）、パソコン関連機器・用品、パソコン入力機器（キーボード、マウス、イメージリーダー、イメージスキャナー、OCR、ライトペン、ペンタブレット、音声入力装置、WEBカメラ等）、パソコン出力機器（プリンタ、ディスプレイ、デジタルビデオプリンタ等）、パソコン補助記憶機器（外付けハードディスク、CD-Rドライブ、CD-RWドライブ、DVDドライブ等）、パソコン部品類（増設メモリ、CPU、ビデオボード、マザーボード、RAMカード等）、パソコン記憶媒体類（データ未入力のCD-R、CD-RW、スマートメディア、コンパクトフラッシュ、DVD-R、DVD-RW、DVD+R、DVD+RW、DVD-RAM、BD等）、インターネット関連機器（モデム、DSU、ダイヤルアップルータ等）、他のパソコン関係機器・用品（ケーブル・コード類、キーボードカバー、パソコン用クリーナー、インクリボン等）、パソコンソフト等

38	家電製品	冷凍冷蔵機器（電気冷蔵庫、ウォータークーラー等）、炊飯器、こんろ（ガステーブル、卓上ガスコンロ等）、オーブン、電子レンジ類（電子レンジ、電気オーブンレンジ等）、電磁調理器（IH クッキングヒーター等）、電気鍋類、トースター類、テーブルロースター、ホットプレート、ミキサー類（ミキサー、ジューサー等）、フードグラインダー、電気コーヒーメーカー、電気ポット類（電気ポット、電気湯沸かしポット等）、他の電気調理器具、他の食生活機器（食器洗い機、ディスポーザー等）、洗濯機、衣類乾燥機、洗濯乾燥機、電気掃除機、スチームクリーナー、高圧洗浄機、スチームモップ、電気空調・冷暖房機器（ルームエアコン、換気扇、除湿機、加湿器、扇風機、空気清浄機等）、電気暖房機器（電気あんな、パネルヒーター、電気ストーブ、電気温風ヒーター、ハロゲンヒーター、電気カーペット、電気こたつ等）、ガス空調・冷暖房機器（ガスストーブ、ガスファンヒーター等）、照明器具（室内照明器具、電球類、ろうそく立て、ランタン、玄関灯等）、ヘヤードライヤー、整髪電気こて、電気かみそり、電気口こう洗浄器、複写機、音響・映像機器（テレビジョン、テレビチューナー、ラジオ機器、ラジオカセット、携帯型音響映像機器、ステレオ、ステレオアンプ、デジタルプレイ・レコーダー、ビデオデッキ、ビデオ用カメラ、無線機、カラオケ機器、録音・録画用ディスク（録画及び録音をしていないものに限る。）、音響・映像機器付属品等）、他の家電製品
39	学習用教材、語学教材、教科書等	幼児用教材、小学生用教材、中学生用教材、高校生用教材、英会話教材、他の語学教材、教科書、補助教材、補習用教材、他の学習教材
40	資格取得教材、教養娯楽教材	情報関連資格教材、行政書士資格教材、旅行関連資格教材、他の資格取得教材、資格取得用教材以外の一般向けの娯楽教材、教養教材等（語学教材を除く。39 学習用教材、語学教材、教科書等へ。）
41	書籍、雑誌、紳士録、名簿、地図	百科事典、辞書、年鑑・図鑑、文学全集、美術全集、音楽全集、ピアノ教則本全集、料理全集、漫画、単行本、写真集、文庫本、新書、絵本、週刊誌、時刻表、漫画雑誌、付録付雑誌、興信録、紳士録、名簿、地図等
42	新聞	全国紙、地方紙、日刊紙、夕刊紙、スポーツ新聞等
43	音響・映像ソフト（録画、録音済みのもの）	録画、録音済みのレコード、ビデオソフト、カセットテープソフト、デジタルディスクソフト（CD 盤、DVD 盤、BD 盤等）、他の音響・映像ソフト
44	スポーツ用品、健康器具	野球用品、登山・キャンプ用品、ゴルフ用品、スキー用品、水泳用品、テニス用品、サッカー用品、健康器具（万歩計、ルームランナー、エキスパンダー、エアロバイク、サイクリストレーナー、竹ふみ、ダンベル等）、他のスポーツ用品
45	カメラ類、時計	カメラ、デジタルカメラ、他のカメラ・カメラ用品、腕時計、他の時計
46	玩具、遊具	ベビー用玩具、模型玩具（モデルガン、ラジコン玩具等）、遊具（ブランコ、シーソー、滑り台、鉄棒、ビニールプール等）、幼児乗り物（三輪車、幼児用自動車、歩行器等）、模似玩具、花火、電子ゲーム玩具、電子ゲームソフト、風船、ぬいぐるみ、他の玩具・遊具
47	楽器	ピアノ、ギター、電子楽器（電子キーボード、エレキギター等）、他の楽器
48	仏壇、神具	仏壇、仏像、数珠、他の仏具・神具
49	室内装飾品	人形、絵画・書画、掛け軸、額縁、刀剣、つぼ、他の室内装飾品
50	園芸用品	鉢植え、種子、園芸用肥料、園芸用殺菌殺虫剤、芝刈り機、園芸用土、除草剤、他の園芸用品
51	華道、茶道、書道、絵画用品	華道用品（剣山、花器等）、茶道用品（茶せん、茶道用ふくさ等）、書道用品（筆、墨、すずり等）、絵画用品（絵筆、絵の具、キャンバス等）

52	釣り用品	釣竿、リール、釣えさ、釣針等
53	タバコ用品	タバコ、喫煙用ライター、他のタバコ用品
54	自動車、自動車用品	四輪自動車（普通・小型自動車、軽自動車等）、自動二輪車（オートバイ、原動機付自転車等）、自動車部品、自動車用タイヤ（普通タイヤ、スノータイヤ等）、カーオイル、自動車用洗剤、スノーチェーン、自動車修理用品、カーエアコン、カーステレオ、カーナビゲーション、ETC 装置、二輪車用ヘルメット、チャイルドシート、他の自動車用品
55	自転車、自転車用品	自転車（一般用自転車、幼児用自転車、電動自転車等）、自転車用品（空気入れ、自転車用補助椅子等）
56	住宅構成材	建築材料（板ガラス、壁紙、かわら、合板、ブリキ合板、ブロック等）、建具（サッシ、シャッター、網戸、ドア、畳等）、エクステリア等
57	空調・冷暖房・給湯設備	空調システム、冷暖房システム（ガス冷暖房システム、灯油冷暖房システム、電気冷暖房システム、ペチカ等）、給湯システム（ガス瞬間湯沸かし器、ガス温水ボイラー、灯油温水ボイラー、電気温水器、太陽熱温水器等）、セントラルヒーティング（ガスセントラルヒーティング、電気セントラルヒーティング等）、床暖房システム、ソーラーシステム（太陽光発電システム、太陽熱発電システム等）
58	衛生設備	浴室設備（風呂釜、浴槽、シャワー、ユニット浴室等）、洗面設備（洗面台、ユニット洗面台等）、トイレ設備（便器、水洗タンク、トイレファン等）、浄化槽・排水管（浄化槽、排水管等）、他の衛生設備
59	屋外装備品	墓、庭木、門、塀、車庫、物置、他の屋外装備品
60	給水設備	貯水槽、水道管、水道混合栓、蛇口、井戸ポンプ、他の給水設備
61	電気・ガス・石油供給設備	ブレーカー、コンセント、他の電気設備、親メーターからガス栓までのガス管、ガス栓、取付式灯油タンク等
62	農機具	農業用の機械・器具等（園芸用品を除く。50 園芸用品へ。）
63	福祉・介護用品、福祉サービス	車椅子、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、浴槽台、踏み台等、老人ホーム、在宅介護サービス、デイケアサービス、グループホーム、他の福祉サービス
64	クリーニング	ドライクリーニング、水洗い、染み抜き等
65	レンタルサービス、リースサービス	レンタカー、貸衣装、ベビー用品レンタル、介護用品レンタル、レンタルビデオ、他のレンタルサービス、リースサービス
66	工事・建築・リフォームサービス	工事・建築サービス、造成工事、新築工事、増改築工事、屋根工事、壁工事、塗装工事、内装工事、電気工事、ガス工事、衛生設備工事、造園工事、解体工事等
67	加工サービス、修理・補修サービス	作り直しサービス（和服の染直し、指輪のサイズ直し等）、仕立て以外の加工サービス（白生地染色、注文かつら、Tシャツのプリントサービス等）、仕立てサービス（縫製サービス、洋服仕立て等）、住宅以外のリフォームサービス、ふとんの作り直し、綿の打ち直し、洗い張り、畳の張替え、ガス器具調整・部品交換、包丁とぎ、掛けはぎ、電気製品の修理、タンスの削り直し等
68	管理・保管サービス	住宅設備の保守管理契約、別荘管理、リロケーションサービス、一時預かりサービス等
69	生命保険	普通生命保険、特定生命保険、共済生命保険、少額短期生命保険、傷害保険類、傷害共済保険類、医療保険、医療共済、介護保険、介護共済、他の生命保険
70	損害保険	火災保険（建物火災保険、建物共済保険等）、自動車保険（任意事業者保険、自動車共済保険、自賠責保険等）、少額短期損害保険、他の損害保険
71	預貯金	普通預貯金、外貨預金、仕組預金等

72	証券、デリバティブ取引、ファンド型投資商品等	公社債、株、投資信託、抵当証券、商品デリバティブ取引（国内商品先物等、海外商品先物等）、他のデリバティブ取引（外国為替証拠金取引等）、商品ファンド、組合理型ファンド、事業型ファンド、不動産ファンド、出資金等
73	融資サービス	住宅ローン、他の目的限定ローン、フリーローン、消費者金融、他の融資サービス
74	郵便・貨物運送サービス	郵便・信書便サービス、宅配便サービス、引越、トラック運送サービス、他の郵便・貨物運送サービス
75	電話機、電話用品、携帯電話機、通信サービス（電報、固定電話、インターネット、移動通信サービス）	固定電話機、他の電話機類、ファックス、電話関連機器・用品、携帯電話機等、電報サービス、固定電話サービス（固定電話基本サービス、直収型固定電話、IP電話、固定電話加入権、国際電話サービス、固定電話関連サービス等）、携帯電話サービス、モバイルデータ通信、インターネット接続回線（光ファイバー、ADSL等）、他のネット通信関連サービス
76	放送・コンテンツサービス	テレビ放送、有線テレビ放送（ケーブルテレビ）、衛星放送、ラジオ放送、有線放送等
77	学習塾、家庭教師等	予備校、学習塾、家庭教師、インターネットを使った在宅学習、通信添削、他の補習教育
78	旅行代理業	海外パッケージツアー（海外募集型企画旅行、海外受注型企画旅行等）、国内パッケージツアー（国内募集型企画旅行、国内受注型企画旅行等）、手配旅行等
79	教育、講座	料理教室、外国語・会話教室、パソコン・ワープロ教室、ビジネス教室、資格講座（経営関連資格講座、不動産関連資格講座、行政書士資格講座、電気・エネルギー関連資格講座、旅行関連資格講座等）、音楽・演劇教室、絵画・彫刻・手工芸教室、スポーツ・健康教室、美容関連教室、自動車運転教習所、書道・茶道・華道教室、洋裁・編み物・和裁教室、着付教室、タレント・モデル養成教室、精神修養講座、他の教室・講座
80	会員権	ゴルフ会員権、リゾート会員権、スポーツ施設会員権等
81	撮影サービス、写真複製サービス、印刷サービス	撮影サービス、写真複製サービス、自費出版、共同出版、名刺印刷、年賀状の印刷、コピーサービス等
82	ペット動物、ペット用品、ペットサービス	犬、猫、小鳥、昆虫、ペット魚、他のペット動物、動物用医薬品、ペットフード、他のペット用品、ペット診療、ペット美容院、ペットトリミング、ペットホテル等
83	医療	医療サービス、歯科治療、はり・きゅう、マッサージ・指圧、骨つぎ整復、人工植毛、近視矯正、他の医療
84	理美容サービス	理髪パーマ、パーマ、着付けサービス、エステティックサービス（美顔エステ、痩身エステ、脱毛エステ等）、育毛・増毛・発毛サービス、他の理美容サービス
85	駆除サービス、建物清掃サービス	白アリ駆除サービス、他の駆除サービス、浄化槽清掃サービス、受水タンク清掃サービス、排水管清掃サービス等
86	保育サービス	保育園、ベビーシッター、他の保育サービス
87	外食・食事宅配サービス	外食・食事宅配サービス
88	冠婚葬祭サービス	冠婚葬祭互助会、結婚式、葬式、他の冠婚葬祭
89	家事サービス	家政婦サービス、ハウスクリーニング、他の家事サービス
90	廃品回収サービス	廃品回収サービス、不用品回収サービス、買い取りサービス等

91	警備サービス	警備サービス（ホームセキュリティーを含む。）
92	結婚相手紹介サービス	結婚相手紹介サービス
93	土地・建物仲介サービス、不動産貸借	宅地、別荘地、農地、山林、他の土地、新築分譲マンション、中古分譲マンション、他の集合住宅、新築建売住宅、中古住宅、他の戸建住宅の仲介サービス、不動産貸借サービス、借地、借家、賃貸アパート、間借り、月ぎめ駐車場、貸農園等
94	せん定等サービス	せん定等サービス
95	耐震診断サービス	耐震診断サービス
96	除雪・排雪サービス	除雪・排雪サービス
97	観覧・鑑賞	映画鑑賞（映画のチケット・割引券等の販売を含む。）、観劇（舞台、バレエ、能、人形劇、ディナー付舞台ショー、ミュージカル、歌舞伎、オペラ等。これらのチケット・割引券等の販売を含む。）、コンサート（コンサート、音楽会、ディナー付音楽ショー等。これらのチケット・割引券等の販売を含む。）、スポーツ観覧、他の観覧・鑑賞（博物館、美術館、博覧会、動物園、植物園等。これらのチケット・割引券等の販売を含む。）

様式第 1 号（第 2 条関係）

訪問販売事業者 登 録 申請書
登録の更新

年 月 日

野洲市長 様

商 号
申請者 名 称 又 は
氏 名

⑨

法人にあつては代表者の氏名

(1) 申請内容

☐ 登 録

野洲市くらし支えあい条例第 10 条第 1 項の規定により訪問販売事業者の登録を申請します。

☐ 登録の更新

野洲市くらし支えあい条例第 13 条第 2 項において準用する第 10 条第 1 項の規定により訪問販売事業者の登録の更新を申請します。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

(2) 野洲市くらし支えあい条例第 10 条第 3 項の信用事業者の該当の有無に関する申告

- ☐ ア 農業協同組合法第 59 条第 1 項の認可を受けている者
- ☐ イ 金融商品取引法第 29 条の登録を受けている者
- ☐ ウ 消費生活協同組合法第 57 条第 1 項の認可を受けている者
- ☐ エ 建設業法第 3 条第 1 項又は第 15 条の許可を受けている者
- ☐ オ 中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項の認可を受けている者
- ☐ カ 商品先物取引法第 190 条第 1 項の許可を受けている者
- ☐ キ 信用金庫法第 4 条の免許を受けている者
- ☐ ク 宅地建物取引業法第 3 条第 1 項の免許を受けている者
- ☐ ケ 労働金庫法第 6 条の免許を受けている者
- ☐ コ 割賦販売法第 31 条又は第 35 条の 3 の 23 の登録を受けている者
- ☐ サ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項本文、第 14 条第 1 項本文
又は第 14 条の 4 第 1 項本文の許可を受けている者
- ☐ シ 銀行法第 4 条第 1 項の免許を受けている者
- ☐ ス 貸金業法第 3 条第 1 項の登録を受けている者
- ☐ セ 保険業法第 3 条第 1 項若しくは第 185 条第 1 項の免許又は同法第 272 条第 1 項
の登録を受けている者
- ☐ ソ アからセまでのいずれにも該当しません。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

(3) 商号、名称又は氏名及び主たる事務所等			
フリガナ			
商号・名称			
フリガナ			
氏名 (法人にあつては代表者の氏名)			
法人番号			
販売し、又は有償により提供している主な商品等		項 名	分 類
主たる 事務所	電話番号		
	所在地	〒 -	

(4) 市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び電話番号				
市の区域内 にある事務 所等①	事務所等名		電話番号	
	所在地			
市の区域内 にある事務 所等②	事務所等名		電話番号	
	所在地			
市の区域内 にある事務 所等③	事務所等名		電話番号	
	所在地			
市の区域内 にある事務 所等④	事務所等名		電話番号	
	所在地			
市の区域内 にある事務 所等⑤	事務所等名		電話番号	
	所在地			

※ (2)のアからセまでのいずれかに該当する信用事業者は、以下の記載は不要です。

(5) 法人の役員の氏名、役職、生年月日及び性別

※個人事業主の場合は、「代表者」欄に記載してください。

代 表 者	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
1 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
2 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
3 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
4 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
5 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
6 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
7 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。

誓 約 書

年 月 日

野洲市長 様

申請者 商 号
名称又は
氏 名

⑨

法人にあっては代表者の氏名

申請者は、野洲市くらし支えあい条例第12条第1項第3号から第6号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

また、誓約事項に関し、市長が関係機関に照会することについて承諾します。

<参考>

野洲市くらし支えあい条例（抄）

（登録の拒否）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれか（信用事業者にあつては、第1号若しくは第2号）に該当するとき、又は第10条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- （1） 第15条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- （2） 第9条の規定に違反し、第17条第3項の規定による公表があつた日から2年を経過しない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- （4） 法人であつて、その役員の中に前号に該当する者があるもの
- （5） 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- （6） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

2・3 【略】

第 号
年 月 日

様

野洲市長



登 録
訪問販売事業者 登録の更新 通知書
変 更 登 録

☐第11条第1項
野洲市くらし支えあい条例 ☐第13条第2項において準用する第11条第1項 の規定により
☐第14条第5項において準用する第11条第1項
下記のとおり登録したので、同条第2項の規定により通知します。

記

申 請 年 月 日	年 月 日
登録された者の商号、名称又は氏名	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
変更登録の場合の変更事項及び内容	

注 該当する□にレ印を記入しています。

第 年 月 日 号

様

野洲市長 印

登 録
訪問販売事業者の 登録の更新 の拒否に係る弁明等通知書
変 更 登 録

☐第 12 条第 2 項
野洲市くらし支えあい条例 ☐第 13 条第 2 項において準用する第 12 条第 2 項 の規定により
☐第 14 条第 5 項において準用する第 12 条第 2 項
弁明及び有利な証拠の提出の機会を付与するため、下記のとおり通知します。
なお、下記の「弁明書及び有利な証拠の提出期限」までの間、予定される処分の原因となる事実
を証する資料の閲覧を求めることができます。

記

☐ 登 録 ☐ 登録の更新 の申請年月日 ☐ 変 更 登 録	年 月 日
予 定 さ れ る 処 分	
根 拠 と な る 条 例 の 条 項	
理 由 (処分の原因となる事実)	
弁 明 書 及 び 有 利 な 証 拠 の 提出期限	年 月 日
弁 明 書 及 び 有 利 な 証 拠 の 提出先	野洲市消費生活センター（野洲市市民部市民生活相談課） 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
備 考	

注 該当する□にレ印を記入しています。

第 号
年 月 日

様

野洲市長



登 録
訪問販売事業者 登録の更新 拒否通知書
変 更 登 録

□第12条第1項
野洲市くらし支えあい条例 □第13条第2項において準用する第12条第1項の規定により
□第14条第5項において準用する第12条第1項
下記のとおり拒否したので、同条第3項の規定により通知します。

記

☐ 登 録 ☐ 登録の更新 の申請年月日 ☐ 変 更 登 録	年 月 日
根拠となる条例の条項	
理 由	

注 該当する□にレ印を記入しています。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に野洲市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に野洲市長を被告として（訴訟において野洲市を代表する者は、野洲市長となります。）、提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日又は前記の審査請求をした場合は当該審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

訪問販売事業者変更登録申請書

年 月 日

野洲市長 様

商 号
申請者 名称又は
氏 名

㊞

法人にあっては代表者の氏名

野洲市くらし支えあい条例第 14 条第 1 項本文の規定により変更の登録を申請します。

登 録 番 号		変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項			
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	
※ 確 認 欄			

注 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。

2 「※確認欄」には記入しないでください。

様式第7号（第5条関係）

訪問販売事業者の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

野洲市長 様

届出者 商 号
名称又は
氏 名

㊞

法人にあっては代表者の氏名

野洲市くらし支えあい条例第14条第2項の規定により軽微な変更の届出をします。

登 録 番 号		変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	☐ 法人の役員の氏名 ☐ 法人の役員の役職		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	
※ 確 認 欄			

注1 該当する□には、㊞印を記入してください。

2 「※確認欄」には記入しないでください。

事業の承継に伴う登録申請書

年 月 日

野洲市長 様

商 号
申請者 名称又は
氏 名

印

法人にあつては代表者の氏名

(1) 申請内容等	
申請者は、次の者から事業を承継したため、野洲市くらし支えあい条例第 14 条第 4 項の規定により登録を申請します。	
承継前の登録事業者の 商号、名称又は氏名	
承継前の登録事業者の 登録番号	
承 継 の 原 因	☐ 事業の譲渡 ☐ 事業の相続 ☐ 合併 ☐ 分割（当該事業を承継させるものに限る。）

注 該当する□には、レ印を記入してください。

(2) 野洲市くらし支えあい条例第 10 条第 3 項の信用事業者の該当の有無に関する申告

- ☐ ア 農業協同組合法第 59 条第 1 項の認可を受けている者
- ☐ イ 金融商品取引法第 29 条の登録を受けている者
- ☐ ウ 消費生活協同組合法第 57 条第 1 項の認可を受けている者
- ☐ エ 建設業法第 3 条第 1 項又は第 15 条の許可を受けている者
- ☐ オ 中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項の認可を受けている者
- ☐ カ 商品先物取引法第 190 条第 1 項の許可を受けている者
- ☐ キ 信用金庫法第 4 条の免許を受けている者
- ☐ ク 宅地建物取引業法第 3 条第 1 項の免許を受けている者
- ☐ ケ 労働金庫法第 6 条の免許を受けている者
- ☐ コ 割賦販売法第 31 条又は第 35 条の 3 の 23 の登録を受けている者
- ☐ サ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項本文、第 14 条第 1 項本文
又は第 14 条の 4 第 1 項本文の許可を受けている者
- ☐ シ 銀行法第 4 条第 1 項の免許を受けている者
- ☐ ス 貸金業法第 3 条第 1 項の登録を受けている者
- ☐ セ 保険業法第 3 条第 1 項若しくは第 185 条第 1 項の免許又は同法第 272 条第 1 項
の登録を受けている者
- ☐ ソ アからセまでのいずれにも該当しません。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

(3) 商号、名称又は氏名及び主たる事務所等			
フリガナ			
商号・名称			
フリガナ			
氏名 (法人にあつては代表者の氏名)			
法人番号			
販売し、又は有償により提供している主な商品等		項 名	分 類
主たる 事務所	電話番号		
	所在地	〒 -	

(4) 市の区域内にある事務所又は営業所の所在地及び電話番号				
市の区域内 にある事務 所等①	事務所等名		電話番号	
	所在地			
市の区域内 にある事務 所等②	事務所等名		電話番号	
	所在地			
市の区域内 にある事務 所等③	事務所等名		電話番号	
	所在地			
市の区域内 にある事務 所等④	事務所等名		電話番号	
	所在地			
市の区域内 にある事務 所等⑤	事務所等名		電話番号	
	所在地			

※ (2)のアからセまでのいずれかに該当する信用事業者は、以下の記載は不要です。

(5) 法人の役員の氏名、役職、生年月日及び性別

※個人事業主の場合は、「代表者」欄に記載してください。

代 表 者	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
1 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
2 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
3 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
4 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
5 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
6 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	
7 人 目	フリガナ			役 職	
	氏 名				
	生年月日 / 年齢			性 別	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。

第 号
年 月 日

様

野洲市長 印

訪問販売事業者の登録の取消しに係る弁明等通知書

野洲市くらし支えあい条例第 15 条第 2 項において準用する第 12 条第 2 項の規定により弁明及び有利な証拠の提出の機会を付与するため、下記のとおり通知します。

なお、下記の「弁明書及び有利な証拠の提出期限」までの間、予定される不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

記

登 録 番 号	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分	
根 拠 と な る 条 例 の 条 項	
理 由 (不利益処分の原因となる事実)	
弁 明 書 及 び 有 利 な 証 拠 の 提出期限	年 月 日
弁 明 書 及 び 有 利 な 証 拠 の 提出先	野洲市消費生活センター（野洲市市民部市民生活相談課） 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
備 考	

第 号
年 月 日

様

野洲市長



訪問販売事業者登録取消通知書

野洲市くらし支えあい条例第 15 条第 1 項の規定により下記のとおり登録を取り消したので、同条第 2 項において準用する第 12 条第 3 項の規定により通知します。

記

登 録 番 号	
根拠となる条例の条項	
理 由	

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に野洲市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に野洲市長を被告として（訴訟において野洲市を代表する者は、野洲市長となります。）、提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日又は前記の審査請求をした場合は当該審査請求に対する決定の日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

訪問販売事業者廃業等届出書

年 月 日

野洲市長 様

届出者 商 号
名称又は
氏 名

印

法人にあっては代表者の氏名

野洲市くらし支えあい条例第 16 条第 1 項の規定により廃業等の届出をします。

登 録 番 号		廃 業 等 年 月 日	
商 号 又 は 名 称			
氏 名 (法人にあっては代表者の氏名)			
廃業等の理由及び 届出者の属性	☐ 死亡した場合	その相続人	
	☐ 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者	
	☐ 法人が破産手続開始の決定により 解散した場合	その破産管財人	
	☐ 法人が合併及び破産手続開始の決定 以外の理由により解散した場合	その清算人	
	☐ その登録に係る事業を廃止した場合 (市の区域内においてのみ当該事業を 廃止した場合を含む。)	登録事業者であった個人又は登録事業者 であった法人を代表する役員	
届出者の住所又は 所在地			
届 出 者 の 連 絡 先			
※ 確 認 欄			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「※確認欄」には記入しないでください。

第 号
年 月 日

様

野洲市長 印

事業者名等の公表に係る弁明等通知書

野洲市くらし支えあい条例第 17 条第 4 項の規定により弁明及び有利な証拠の提出の機会を付与するため、下記のとおり通知します。

なお、下記の「弁明書及び有利な証拠の提出期限」までの間、予定される不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

記

予 定 さ れ る 不 利 益 処 分	
根 拠 と な る 条 例 の 条 項	
理 由 (不利益処分の原因となる事実)	
弁 明 書 及 び 有 利 な 証 拠 の 提出期限	年 月 日
弁 明 書 及 び 有 利 な 証 拠 の 提出先	野洲市消費生活センター（野洲市市民部市民生活相談課） 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
備 考	